

Doing business in Vietnam

2026



目次

1	序文	03
	国概要	05
	政治・行政体制	06
	経済の基礎的要因	07
	人口・労働市場の概要	08
	インフラと接続性	09
2	ベトナム経済	10
	最近の経済動向	11
	なぜベトナムを選ぶのか？	15
	ベトナムの自由貿易協定（FTA）	16
	資本市場の最新情報	17
	国際金融センター：次なる成長フェーズを牽引	20
3	新時代における投資誘致の重点分野	21
	産業の高度化およびハイテク製造業	22
	グリーン移行と持続可能な開発	23
	人工知能（AI）とデジタル分野開発	24
	その他の重点分野	25
4	ベトナムでの設立	26
	新規法人設立による市場参入	27
	M&Aによる市場参入	30
	会計・監査：システムおよび法定要件	32
	会計システム	33
	監査コンプライアンス	35
	税務：主要な規制の変更点およびコンプライアンス上の留意点	36
	ベトナムの税務システム	37
	税制・政策および国際税務の開発	38
	労働規制および雇用コンプライアンス	42
	ベトナムの労働・雇用	43
5	Grant Thornton (Vietnam) Limitedについて	45
	お問い合わせ	46

本ガイドは一般的な性質を有するものであり、特定の個人または団体の事情に対応することを意図したものではありません。弊社は正確かつタイムリーな情報の提供に努めていますが、当ガイドが受け取られた日時点で当該情報が依然として正確であること、または将来にわたって正確であり続けることを保証することはできません。実際に具体的な問題が生じた場合には、ベトナムの法令を参照し、適切な専門家の助言を得ることがしばしば必要となります。追加の専門的指導が必要な場合には、弊社は喜んでコンサルティングを提供し、どのような点でお役に立てるかを検討いたします。

序文

ベトナムは2025年、GDP成長率8.02%を達成し、中東情勢の緊迫化、貿易ルートの混乱、米国の関税政策の変動、さらには継続するコスト上昇圧力といった厳しい国際環境にもかかわらず、域内でも高い成長を遂げました。この力強い成長は、堅調な輸出、安定したFDIの流入、加速する公的投資、そして安定したマクロ経済基盤に支えられたものです。さらに重要なのは、ベトナムが外部環境による逆風を乗り越えたことにとどまらず、次なる成長段階に向けた基盤を着実に強化していることを示した点にあります。

2026年は、2030年に向けた新たな発展段階の始まりであり、ベトナムはより野心的な経済成長戦略を推進しています。成長の速度からその質へと重点が移りつつあり、生産性、イノベーション、そしてグローバル・バリュー・チェーンへのより高付加価値な参加が一層重視されています。この移行は、世界的不確実性の高まり、貿易規制の厳格化、競争圧力の激化によってさらに後押しされており、経済の高度化と制度改革の緊急性が一層際立っています。

投資家にとって、これはベトナムが従来理由に加え、新たな理由によって引き続き魅力的な投資先であり続けることを意味します。ベトナムは引き続き安定した経済環境、輸出優位性、若くて豊富な労働力、そして世界的な貿易ネットワークへの深い統合による広範な市場アクセスを提供しています。同時に、ベトナムはこれらの確立された強みを活かし、より高付加価値な投資環境を積極的に構築しています。ガバナンスの近代化と規制の実効性向上を図る広範な制度改革に加え、戦略産業の優先、人材育成への投資、イノベーションの促進を通じて、長期的な競争力の強化に努めています。

この変革は、2025年を通じて活発化した規制改革の動きにも反映されています。新法や改正法により、投資、税制、ビジネスコンプライアンスにわたる変更が導入されました。これらの動きは投資家にとって新たな検討事項を生み出す一方で、ベトナムがより透明で効率的かつ国際的に整合性のあるビジネス環境を構築するための継続的な努力を示すものでもあります。

こうした背景のもと、*Doing Business in Vietnam 2026*を作成いたしました。本刊行物が、投資家および企業の皆様にとって、変化への対応、新たなビジネス機会の発掘、そしてベトナムの次なる発展段階への参画に資する実践的な情報となることを願っています。

Nguyen Chi Trung

Chairman & CEO





Grant Thornton Vietnamは、Ho Chi Minh市投資貿易促進センター（ITPC）をパートナーとして迎え、本刊行物を発行し、変化し続けるベトナム市場でのビジネスチャンスを探る皆様に貴重な知見を提供できることを光栄に思います。

Ho Chi Minh市投資貿易促進センター（ITPC）

ITPCは、Ho Chi Minh市人民委員会の管轄下にある政府機関であり、ベトナム有数の経済都市であるHo Chi Minh市において、貿易の促進、投資誘致、および企業支援を担っています。幅広いネットワーク、豊富な経験、そして国内外の市場に対する深い知見を活かし、世界の投資家とベトナムのビジネス機会をつなぐ重要な架け橋としての役割を果たしています。

お問い合わせ

住所: 51 Dinh Tien Hoang, Tan Dinh Ward,
Ho Chi Minh City
電話番号: (84-28) 38236738 - 39101304
ファクス: (84-28) 38242391
メール: itpc@itpc.gov.vn

国概要

政府・行政改革

ベトナムは、ベトナム共産党（CPV）の指導下にある社会主義共和国です。ベトナム共産党は国家政策の方向性を決定する中核的役割を担い、投資家に対して概して安定した政治・政策環境をもたらしています。

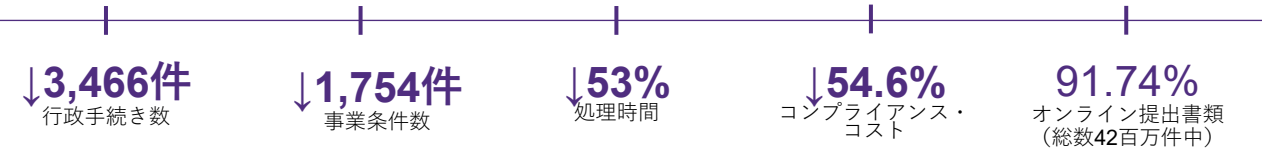
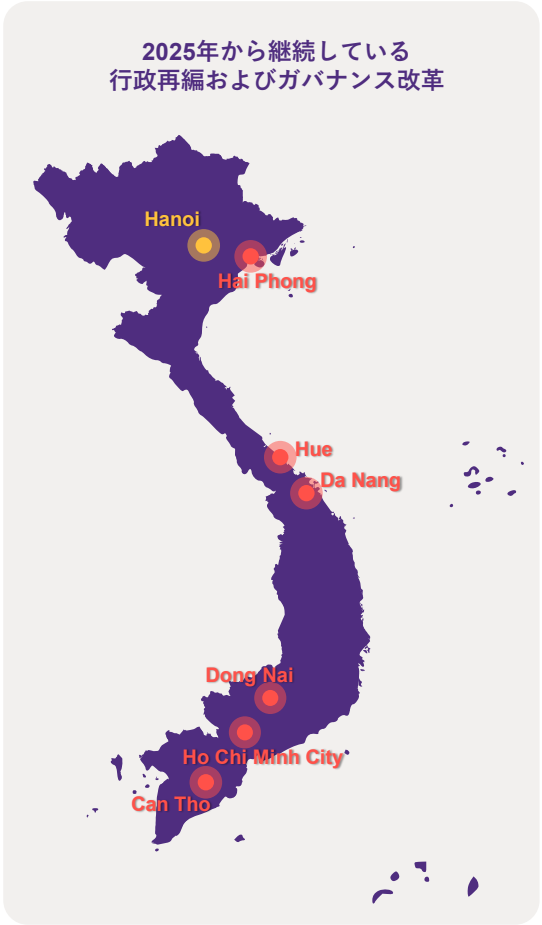
4つの主要な役割

党	立法府
書記長 全体的な政治・ 戦略的方向性を決定	国会 立法権を行使し・ 法律を可決
国家	政府
国家主席 国家を代表し・ 外交を統括	首相 行政執行・ 経済運営を指揮

2025年の統治改革の成果

- ベトナムは**63省市**（日本の都道府県に相当）を**34省市**（約**46%削減**）に再編しました。また、これまで省市、区県、社という3つの級（階層）からなる行政管理の構造から第2級レベルの区県を廃止し、第3級レベルの行政単位の社（坊・社・町）を**67%削減**しました。
- 2026年4月30日付のResolution No. 30/2026/QH16に基づき、Dong Nai省はベトナムで7番目の中央直轄市となりました。一方、Quang Ninh省とBac Ninh省は、それぞれ2026年4月7日付のConclusion No. 20-KL/TWおよび2026年6月20日付のConclusion No. 52-KL/TWに基づき、同様の地位を取得するための原則承認を得ました。
- この改革により、5つの省庁および省庁相当機関、3つの政府機関、全30の総局、ならびに数千の下部組織が削減され、国家機構が効率化されました。
- この再編により、年間約VND 39兆の経費節減が見込まれています。

行政改革と電子政府の導入



情報源: National Statistics Office (NSO), Vietnam Government Portal (VGP), Communist Party of Vietnam Portal

経済の基礎的要因

マクロ経済概況



GDP成長率（2025年）

8.02%

経済構成（2025年）



農林水産業
11.64%



サービス業
42.75%



工業・建設業
37.65%



生産物税
（補助金控除後）
7.96%



USD 5,140億

GDP規模（2025年）



USD 5,026

一人当たりGDP（2025年）



中上所得

所得区分（世界銀行、2025年）



3.31%

平均CPI成長率（2025年）

国際貿易

総貿易額（2025年）

USD 93.005百億

↑前年同期比18.2%

自由貿易協定（FTA）

17件のFTA

60以上の市場をカバー

輸出

主要輸出品目

- 1 コンピューター、電子製品および部品
- 2 機械、機器および同付属品
- 3 電話機および部品

主要輸出相手国



米国



中国



EU

輸入

主要輸入品目

- 1 コンピューター、電子製品および部品
- 2 機械、機器および同付属品
- 3 繊維生地

主要輸入相手国



中国



韓国



ASEAN

外国直接投資（FDI）

登録FDI総額（2025年）

USD 384.2億

FDI実行額（2025年）

USD 276.2億

累計登録FDI（1988年～2025年）

USD 5,296億

主要投資分野（2025年）

1



製造・加工業

2



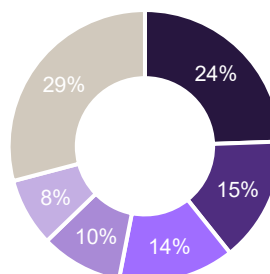
不動産業

3



電力生産・配電

主要FDI投資元（2025年）



■ シンガポール

■ 中国

■ 韓国

■ 日本

■ 香港

■ その他

情報源: NSO, Foreign Investment Agency (FIA)

人口・労働市場の概要

人口



総人口（2025年）

102.3百万

東南アジア第3位
世界第16位の人口規模

男女比（2025年）



都市部・農村部の人口（2025年）



労働力



労働力（2025年）

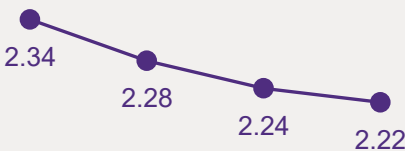
53.5百万

労働力参加率: **68.6%**

訓練済み労働者比率: **29.2%**

若年失業率: **8.64%**

失業率（2022年～2025年）（%）



2022年 2023年 2024年 2025年

生活費

平均賃金（月額）（2025年）

VND 8.4百万

約USD 322.21



都市部

VND 10.1百万

約USD 387.42



農村部

VND 7.3百万

約USD 280.01

地域別最低賃金（月額）
（2026年1月施行）

第I地域

VND 5.310百万
（～USD 203.68）

第II地域

VND 4.740百万
（～USD 180.81）

主要都市中心部
および生活費が最も
高い大規模工業団地

第I地域に隣接する衛星
町、区県および工業団地

第III地域

VND 4.140百万
（～USD 158.80）

第IV地域

VND 3.700百万
（～USD 141.92）

平均的な生活水準
の町、区県または省

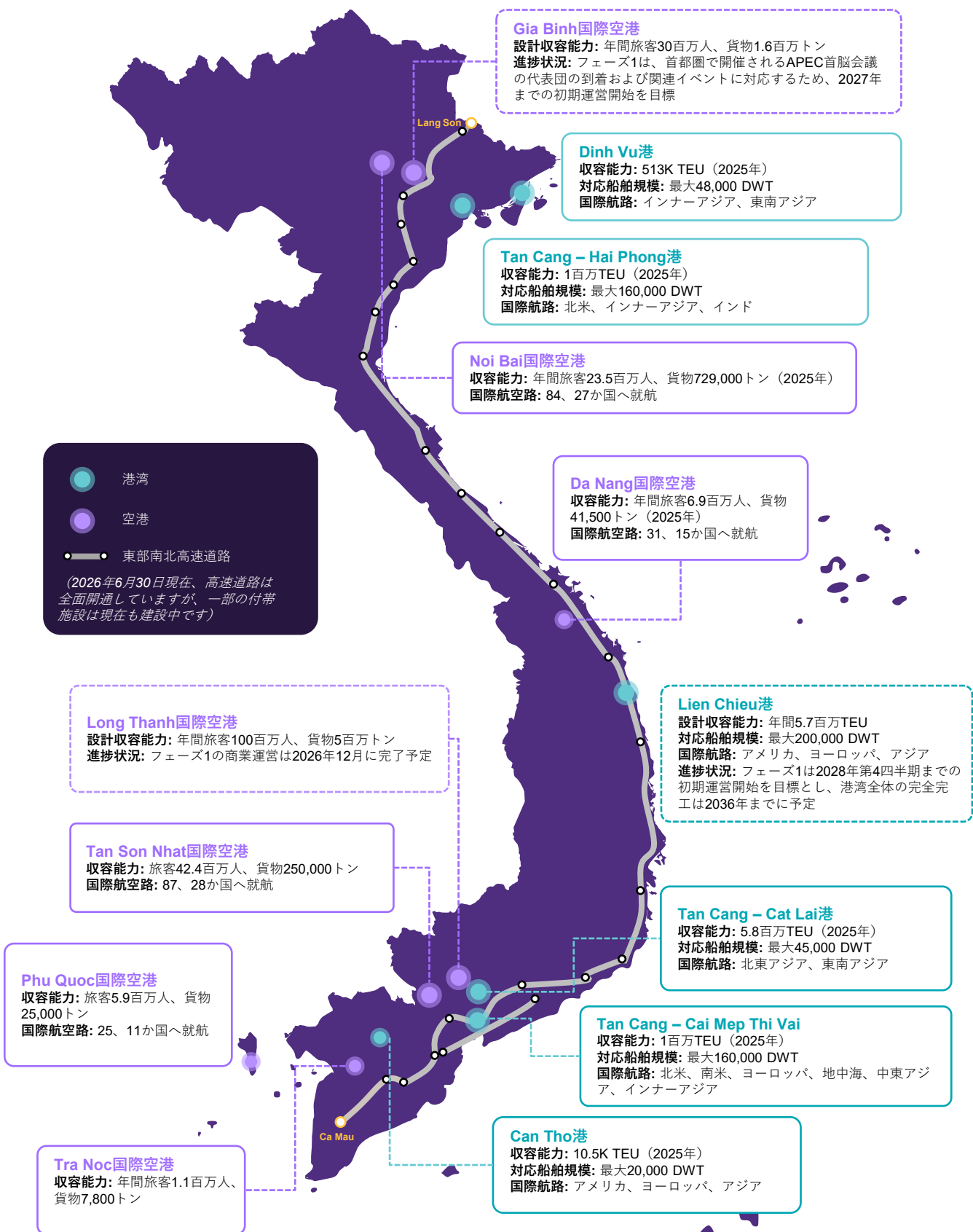
経済条件が最も厳しい
地域、または僻地の社

為替レート：2026年7月16日現在



インフラと接続性

ベトナムの国際貿易・物流ネットワークにおいて戦略的に重要な主要空港・主要海港を選定して示した地図



情報源: Government News, Flight Connections, Ministry of Construction, Saigon Newport, VnEconomy



ベトナム経済

最近の経済動向

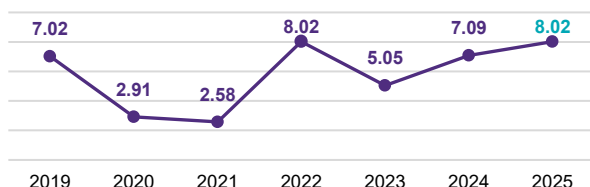
経済成長

2025年は世界経済にとって決して平坦な年ではありませんでした。国際通貨基金（IMF）の2026年4月版『世界経済見通し』によると、2025年の世界成長は3.4%で、2024年から横ばいであり、2000年～2019年の平均（3.7%）を下回りました。この横ばいの成長は、変化し続ける貿易政策や世界的な不確実性の高まりの影響を反映したものであり、これらの要因が引き続き投資判断や企業の景況感の重しとなりました。

この世界的な背景は、ベトナムのパフォーマンスを解釈するうえで不可欠です。貿易対GDP比が約180%に達するベトナムは、世界で最も開放的な経済国の一つであり、海外需要、投入コスト、越境規制の変化に非常に敏感に反応します。同時に、この開放性は、メーカーが地理的に生産を多様化する中で進行中のサプライ・チェーン再編の重要な受益者としてのベトナムの立場を強化しています。

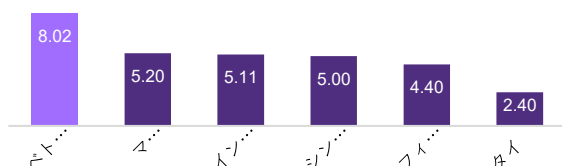
ベトナムの2025年の実績は、こうした両方の動きを反映したものとなりました。経済は前年同期比8.02%の拡大し、これは2011年～2025年の期間において、2022年のパンデミック後の反動増に次ぐ2番目に高い成長率となりました。名目GDPは約USD 5,140億に達し、一人当たりGDPはUSD 5,026に上昇しました。これは、ベトナムの経済規模の拡大と所得水準の上昇を示しています。ベトナムは現在、世界銀行により高中所得国に分類されています。

ベトナムのGDP成長率（%）



近年のベンチマークと比較すると、2025年の生産高は際立っています。2021年～2025年の平均成長は年間約6.3%で、パンデミック前のパフォーマンスとおおむね一致しています。2016年～2019年の約6.8%というCOVID前の基準と比較すると、2025年に記録された8.02%は明らかにトレンドを上回る水準です。さらに、8.02%の成長により、ベトナムはASEAN-6諸国の中で最も速い成長を遂げた経済国となり、2025年の世界でも最強クラスのパフォーマンスを示しました。

ASEAN6か国の2025年GDP成長率（%）



3分野すべてが成長にプラス寄与し、工業・建設業とサービス業が主要な牽引役となりました。製造業・加工業は工業拡大の中核であり続け、サービス業の成長は貿易・運輸・観光関連活動が主導しました。農林水産業は、複数の地域で台風や洪水による混乱があったものの、安定的な成長を遂げました。

 農林水産業
↑3.78%

 工業・建設業
↑8.95%

 サービス業
↑8.62%

貿易および対外ポジション

世界的に貿易を取り巻く環境が政策変更や不確実性の高まりによって厳しさを増す中、ベトナムの2025年の貿易は引き続き堅調な拡大を遂げました。総貿易額はUSD 9,300億を超え、前年同期比18.2%増加し、初めてこの水準を突破しました。また、この節目はベトナムが世界の貿易大国トップ25に入ったことを意味します。WTOのデータによれば、ベトナムは現在、世界の商品輸出で18位、輸入で20位にランクされています。貿易黒字は10年連続となり、約USD 200億に達しました。

輸出	輸入	貿易黒字
USD 4,750.4億 (17.0%増)	USD 4,550.1億 (19.4%増)	USD 200.3億 (10年連続)

貿易構造は、ベトナム経済が製造業を中心とした産業構造であることを示しています。

輸出

- 加工工業製品は、輸出総額の約90%を占めています。
- 主要な輸出品目は、電子機器、機械類、繊維・衣料品、履物です。
- 輸出先では、米国が引き続き最大の市場であり、EU、中国がこれに続いています。

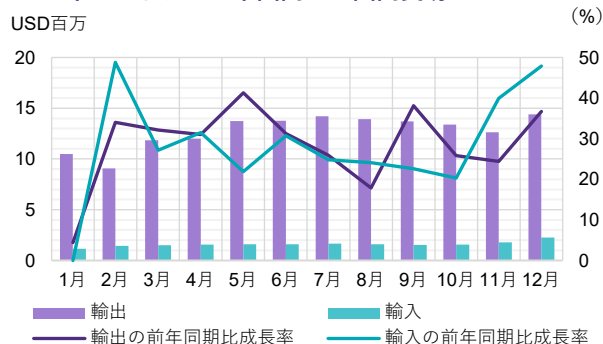
輸入

- 生産投入財は、輸入総額の90%超を占めています。
- 主要な輸入品目は、機械設備、電子部品、原材料です。
- 輸入元では、中国が最大の供給国であり、韓国、ASEANがこれに続いています。

情報源: International Monetary Fund (IMF), NSO, Indonesia's Badan Pusat Statistik (BPS), Department of Statistics Malaysia (DOSM), Philippine Statistics Authority (PSA), Singapore's Ministry of Trade and Industry (MTI), Thailand's National Economic and Social Development Council (NESDC), World Trade Organisation (WTO)

2025年は、ベトナムの貿易が広範な自由貿易協定（FTA）ネットワークに支えられ、世界的な逆風の中でも堅調さを維持した年となりました。特に注目されたのは電子機器・コンピュータ・電子部品分野で、輸出額はUSD 1,077億（2024年比48.4%増）に達し、初めてUSD 1,000億を突破した輸出産業となりました。これは、ベトナムが域内のハイ・テク・サプライ・チェーンに徐々に深く組み込まれつつあることを示唆しています。もう一つの注目点は、米国とベトナム間の貿易動向です。関税をめぐる混乱があったにもかかわらず、ベトナムは対米黒字で年間USD 1,339億を記録し、前年同期比28.2%増加しました。注目すべきは、米国からの輸入も前例のない27.7%の伸びを示したことであり、これはベトナムが米国製品の購入増加を約束した関税交渉の結果によるものと考えられます。

2025年のベトナム・米国間の二国間貿易



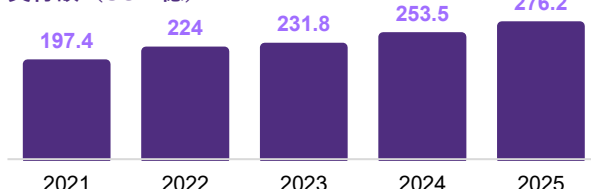
政策措置は、2025年のベトナムの貿易成果を形成する上で極めて重要な役割を果たしました。政府は、外交手段と対米輸入の拡大を通じて米国の関税圧力を巧みに緩和するとともに、同国のFTAネットワークを活用して貿易相手国の多様化を図りました。国内では、積み替えリスクに対処するための原産地規則の厳格な運用が強化されています。さらに、企業に対し、国内生産の拡大や高付加価値製造分野への参入を奨励することが、長期的な戦略的優先事項として重視されています。

しかしながら、2025年の貿易活動は、地政学的緊張や保護主義の強まりといった課題の高まりにも直面しました。同時に、変動する物流コストと投入価格が輸出競争力に引き続き重しとなりました。注目すべきは、ベトナムの貿易黒字は減少傾向にあり、2023年のUSD 280億から2024年にはUSD 249億、2025年にはUSD 200億へと縮小しました。これは、輸入投入財への高い依存度という国が抱える持続的な構造的弱点を示しています。2025年を通じて、輸入成長が輸出を上回るケースが多く、生産の輸入集約的な性質が反映されました。また、中国からの輸入は約40%急増してUSD 1,860億に達し、中国に対する貿易赤字はUSD 1,150億超と過去最大を記録しました。このような動態は、ベトナムの輸出が世界価格の変動や潜在的な供給途絶に引き続き敏感であることを示しています。

外国直接投資（FDI）

2025年のベトナムへのFDI流入は、世界環境がより不透明であるにもかかわらず、その軌道を維持しました。登録FDI総額はUSD 384.2億に達し、前年同期比0.5%増加しました。一方、FDI実行額はより明確に増加し、USD 276.2億（前年同期比9%増）となり、過去5年間で最高の実行額を記録しました。注目すべきは、2021年から2025年にかけての実行額の上昇傾向は、投資パイプラインが一貫して実際の資本投入に結実していることを反映しています。

2021年から2025年までの外国直接投資（FDI）の実行額（USD 億）

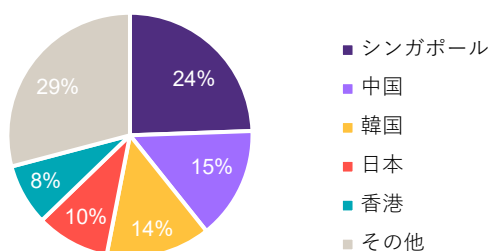


主要指標の内訳を見ると、資金流入の構成に新たな傾向が現れています。新規登録資本金は12.2%減少し、不確実性が高まる国際環境の中で新規参入者がより慎重になっていることを反映しました。一方で、資本調整は前年同期比0.8%増と底堅く推移し、出資および株式取得は54.8%急増しました。これは、ベトナムに既に進出している投資家が撤退しておらず、むしろ既存事業の能力を拡充し、M&A活動を通じてプレゼンスを強化していることを示しています。

分野別に見ると、製造・加工業が引き続き投資の主要な原動力となっており、3つのFDI形態すべてを合わせた投資額はUSD 210億超に上り、登録資本総額の約54.7%を占めています。不動産セクターがこれに続き、USD 71億を誘致して全体の18.5%を占め、第2位の受け入れ先となっています。

2025年のFDI流入は引き続き地理的に集中しており、アジア経済がベトナムの主要な資本供給源として優位を保ちました。登録ベースのFDI全3形態を合計すると、シンガポールがUSD 93.9億で首位を維持したものの、8.0%減少しました。中国がUSD 57.0億で続き、20.4%の大幅な増加を示し、韓国はUSD 53.0億に達したものの、前年同期比25.0%減少しました。日本と香港がそれぞれUSD 37.3億（6.6%増）、USD 31.2億（28.0%減）でトップ5を締めくくりました。

2025年のベトナムへの外国直接投資（FDI）流入の主な源泉



国内政策手段

外部からの成長要因に加えて、国内の力も**2025年**のベトナム経済のパフォーマンスを支える上で重要な役割を果たしました。これは、公的投資を通じた財政的押し上げと、ベトナム国立銀行（SBV）を通じた金融調整という、2つの主要な国内政策手段の間での連携の取り組みに反映されています。その目的は、外部環境が不安定な中でも内部からの成長モメンタムを持続させることにあり、両手段はその意図を明確に意識しながら運用されました。

2025年の国内成長の主要な原動力は公的投資でした。予算年度末の12月31日締めに関し、法定支払期限である2026年1月31日時点で、実行額は**VND 858.6兆**に達し、首相が割り当てた計画の**94.8%**に相当し、これは2021年～2025年任期において達成された最高率となりました。

公的投資資金の支出率



93%台から**94.8%**への率の改善は小幅なものに過ぎません。しかし、約**VND 905兆**という配分額を考慮に入れると、その違いは有意義なものとなります。この額は2024年の**VND 683兆**に対し、2025年に公的事業へ投入される計画だったものであり、**VND 222兆**（前年同期比**30%超**）の増加に相当します。

2021年～2025年の全期間における実績が、先ごろ政府によって報告されました。同期間の総実行額は約**VND 3,400兆**（**USD 1,300億**）に達し、前の2016年～2020年の期間と比較して約**55%**の増加を記録しました。

公的投資における主要な実績

- 道路:** 全国の高速道路網は**3,345km**に達し、東部南北高速道路が全線で接続されました。
- 空港:** Long Thanh国際空港のフェーズ1が開港し、Tan Son Nhat国際空港の第3ターミナルが完成し、その他の空港も高度化されます。→ 全体の収容能力は2020年と比べて約**1.6倍**になります。
- 港湾:** Cai Mep–Thi Vai港およびLach Huyen港の収容能力→ 2020年比で約**1.3倍**となります。
- 鉄道:** Ho Chi Minh市・Hanoiの地下鉄路線運行開始、複数回廊での国鉄プロジェクト着工します。
- 都市インフラ:** 社会住宅**698**件、（学校・保健所などの公的施設）プロジェクト多数実施、全国での**5G**導入します。

主要な促進要因は、**2025年1月1日**から施行された公的投資法 No. 58/2024/QH15 でした。この法律は、資本配分権限を省級政府に移譲し、プロジェクト調整の承認手続きを合理化し、省庁及び地方レベルでの説明責任を明確化しました。2025年における最初の完全施行年度は、**2021年～2025年計画期間**において最も堅調な実行結果に貢献しました。

一方、金融政策と財政政策は協調的に、かつ概ね効果的に展開されました。インフレは十分に抑制され、**2025年の平均消費者CPI上昇率は3.31%**にとどまり、国会が定めた**4.5%**の上限を大きく下回りました。コアインフレ率は**3.21%**で、総合インフレ率を下回りました。



年間を通じて金融環境は緩和的な状態が維持されました。システム全体の信用供与額は**19.01%**拡大し、投資・事業活動を下支える緩和スタンスが反映されました。同時に、為替管理は前年よりも安定しました。SBVは2025年の**USD/VND**の下落幅を**3.92%**に抑制しましたが、2024年には市場が急激なストレスに直面した2回の局面に対処するため、推定**USD 94億**の外貨準備を投入せざるを得ず、その年は**4.31%**の下落となっていました。

このようなマクロ環境は内需に波及しました。小売売上高は**VND 7,009兆**に達し、前年同期比**9.2%**の成長を記録しました。この拡大は、家計所得の改善、観光業の力強い回復、都市部消費の持続的な成長に支えられました。政策措置もこの傾向を強化しました。特に、**2023年以降**継続されてきた**2%**の付加価値税（VAT）引き下げが**2026年末**まで延長されたことが挙げられます。併せて、小売ピーク期における販促キャンペーンが消費支出にさらなる弾みをつけました。

全体として、**2025年のデータ**は、財政・金融政策が相互に補完し合い、よく調整された政策ミックスを示しています。公的投資は加速され、信用は事業活動を支援するのに十分な緩和度合いが保たれ、同時に積極的な価格管理と為替レートの規律を通じてインフレは抑制されました。



見通し

2026年上半期の状況

ベトナム経済は2026年上半期を通じて堅調な成長を維持しました。2026年第2四半期のGDP成長率は前年同期比8.39%に達し、第1四半期の7.83%から上昇しました。上半期全体では経済が8.18%拡大し、2025年上半期の7.63%を上回り、COVID後の回復期以降で最高の上半期実績となりました。成長は引き続き幅広い分野、特に工業・サービス分野での拡大に支えられました。上半期の成長はResolution No. 01/NQ-CPで設定された9.7%という目標には届きませんでした。が、世界的な変動性とそれがベトナムの高度に開放された経済に与える波及効果を考慮すれば、依然として良好な結果と言えます。

上半期を通じて外部環境はより厳しさを増し、即時的かつ緩和が難しい圧力がかかりました。中東における地政学的緊張の高まりと異常気象は、エネルギー・公益事業価格の高騰、物流の混乱、そして期間の大部分における原材料費の上昇を通じて、企業のコスト構造と日常生活に直接影響を及ぼしました。2026年上半期の平均CPIは前年同期比4.38%上昇し、国会が定めた4.5%の目標上限に接近しました。貿易面では、2026年上半期を通じて輸入が輸出を大幅に上回り、ベトナムは毎月の貿易赤字を計上した結果、期間全体として貿易赤字となりました。

政府目標と国際予測

国会は2026年のGDP成長率目標を少なくとも10%と承認し、これは2030年まで平均10%を目指す高成長フェーズの初年度と位置付けられています。補完的な目標として、一人当たりGDPがUSD 5,400~5,500に達すること、インフレ率を約4.5%に抑制すること、そしてVND 100兆超の公的投資計画の100%実行率を達成することが含まれています。

2026年成長経路: 下半期の目標はResolution No. 168により修正されました。



第1四半期も第2四半期も9~10%の成長には達しなかったため、年度末目標を達成するには、2026年6月27日に発行されたResolution No. 168/NQ-CPで政府が示したとおり、下半期におよそ11.9%の成長が必要となります。同時に、主要な国際機関による最近の予測では、ベトナムの成長は6.5~7.5%の範囲に位置付けられており、外部環境に対するより慎重な見方が反映されています。

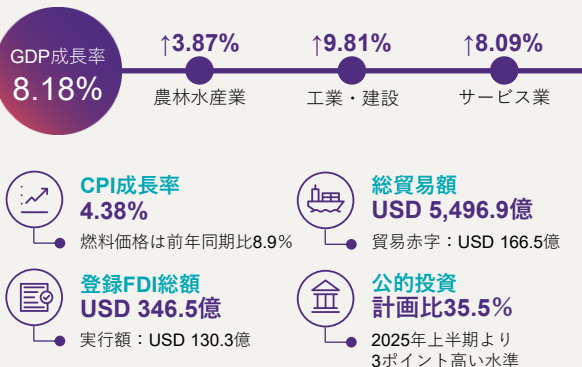
ベトナムの2026年GDP成長率予測

機関	2026年予測	発表時期
IMF	7.5%	2026年7月
世界銀行	6.8%	2026年5月
ADB	7.2%	2026年7月
AMRO	7.2%	2026年6月

政府目標と機関予測との間のギャップは、厳しい外部環境を一部反映したものです。しかし、ベトナムの成長目標は、外部需要、関税の逆風、過去の実行実績だけから示唆されるものを超えており、政策コミットメント、行政動員、そして逆風を乗り越えるという野心が織り込まれています。同国は2025年に8.02%の成長を達成しましたが、これは年度初めの機関予測（6.5~6.8%）を上回るものであり、期待を超える実績を上げる能力を示しています。

ベトナムが10%の成長目標を追求する中、2026年はより困難な年になると予想され、より大きな協調性、回復力、そして実行力が求められます。最近中東の緊張が沈静化し、石油価格の圧力が和らいだものの、気候の不確実性、地政学的緊張、そして進化する貿易政策の中で、外部リスクは依然として高い水準にあります。こうした背景のもと、Resolution No. 168/NQ-CPは、公的投資の実施加速に政府の焦点を当てつつ、マクロ経済モニタリングを強化し、状況の変化に応じた政策の柔軟性を維持することを改めて強調しています。ベトナムの発展軌道は明確です。中期的な成長の持続可能性は、グローバル・サプライ・チェーンにおける国内付加価値基盤の深化、公的投資プログラムの一貫した執行、そして外部環境への対応という3つの側面における継続的な進展にかかっています。

2026年上半期の主要経済指標



注視すべき主要リスク

- **米国関税** — ベトナムの輸出は依然として最大20%の関税の対象であり、継続中のアンチダンピング措置も伴います。
- **世界のエネルギー価格** — 最近の米イラン紛争の再燃によりエネルギー価格が上昇し、ベトナムのインフレ・為替リスクを高めています。
- **世界需要の減速** — WTOは2026年の世界財貿易成長を1.9%と予測しており、2025年の4.6%から低下します。
- **公的投資資金の支出率** — 支出率を加速させ、計画（VND 1,000兆超）の100%達成が必要です。
- **金融政策の余地** — インフレと為替圧力により、SBVが成長支援のための信用拡大を行う余地は限られています。

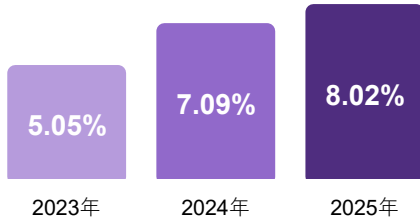
情報源: NSO, WTO, VGP, IMF, World Bank, Asian Development Bank (ADB), ASEAN+3 Macroeconomic Research Office (AMRO)

なぜベトナムを選ぶのか？

安定した経済

2023年の減速を経て、ベトナム経済は力強く回復し、2025年には8.02%の成長を達成しました。これは2011年以来2番目に高い年間成長であり、アジアで最速の成長経済国の一つに位置付けられています。

2023年～2025年のGDP成長率



インフレ抑制
~3-4%

2026年以降の成長目標
≥ 10%

失業率
~2%

製造業のGDP貢献度
~30%

大規模で若い労働力

人口102.3百万人のベトナムは、依然として人口ボーナス期にあり、豊富で若い労働力を提供しています。



労働力、15～64歳（2025年）

53.5百万

経済統合

ベトナムは、アジアで最も広範なFTAネットワークの一つを通じて、主要な世界市場への優遇アクセスを企業に提供しています。

- 発効中のFTA 17件
- 進行中のFTA 2件
(1件は締結済み、1件は交渉中)
- 対象市場 60以上の市場
- 主要フレームワーク：CPTPP・EVFTA・RCEP

地理的優位性

中国やASEANに近いベトナムの立地は貿易と市場アクセスを強化し、約3,260kmに及ぶ長い海岸線、戦略的な海上位置、そして国内接続性の継続的な拡大が産業成長と物流効率を支えています。

積極的な制度改革

ベトナムは投資誘致だけでなく、規制・事業環境の改善にも焦点を当てた新たな改革段階に入っており、企業や投資家にとっての摩擦を軽減しています。

主要な取り組み

1 政治局Resolutionによる改革の柱の形成

- Resolution 10-NQ/TW (2026) - 外資系経済分野の開発
- Resolution 57-NQ/TW (2024) - 科学・技術・イノベーションの開発
- Resolution 59-NQ/TW (2025) - 国際統合
- Resolution 66-NQ/TW (2025) - 法制度の抜本的見直し
- Resolution 68-NQ/TW (2025) - プライベート・セクターの開発

2 ガバナンス改革の飛躍

- 省庁の統合および二層制地方自治体改革
- 中央政府機構のスリム化

3 新世代の主要法制

- 国際金融センターのフレームワーク
- 投資法（2025年）
- デジタル技術産業法
- 人工知能法
- PPP法の改正

ベトナムの自由貿易協定（FTA）

ASEANを基盤とする多国間FTA

#	協定名称	相手国・地域	発効年
1	AFTA	他のASEAN加盟9か国	1995年
2	ACFTA	中国	2003年
3	AKFTA	韓国	2007年
4	AJCEP	日本	2008年
5	AIFTA	インド	2010年
6	AANZFTA	オーストラリア、ニュージーランド	2010年
7	AHKFTA	香港	2019年

ベトナムの二国間FTA

#	協定名称	相手国・地域	発効年
8	VJEPA	日本	2009年
9	VCFTA	チリ	2014年
10	VKFTA	韓国	2015年
11	VN-EAEU FTA	ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギス	2016年
12	UKVFTA	イギリス	2021年
13	VN-Cuba	キューバ	2020年
14	VN-UAE CEPA	アラブ首長国連邦	2024年

メガ地域FTA

#	協定名称	相手国・地域	発効年
15	EVFTA	欧州連合（27か国）	2020年
16	CPTPP	オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール	2019年
17	RCEP	ASEAN10か国＋（中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド）	2022年



進捗中のFTA

交渉妥結
ベトナム・EFTA FTA（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）。約14年を経て、交渉プロセスは2026年7月2日に正式に妥結しました。ノルウェー当局によると、協定は今秋に署名される見込みです。

正式交渉中
ACaFTA（ASEAN・カナダFTA）。第18回交渉会合が2026年4月にジャカルタで開催されました。

提案・交渉前段階

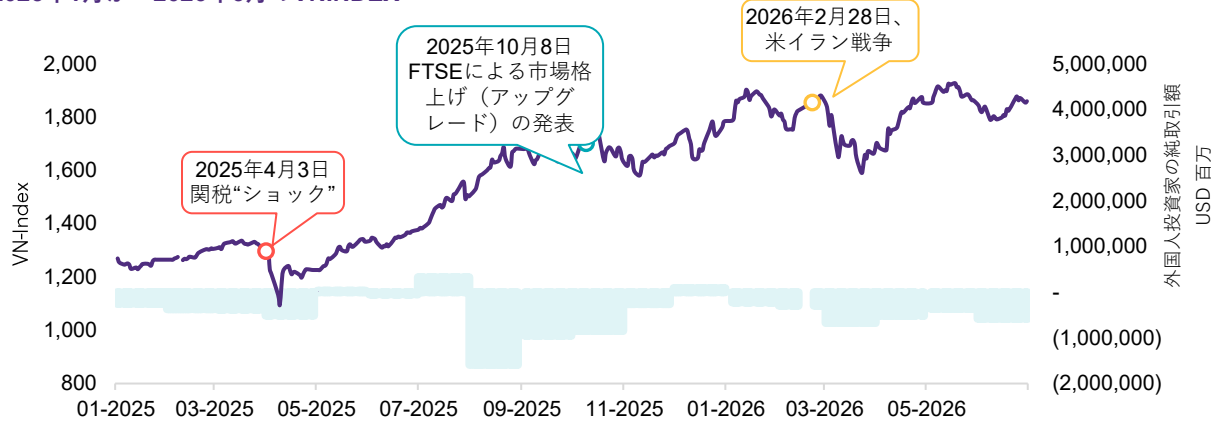
- ベトナム・メルコスールFTA（ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ）。フレームワークは依然として初期の探査段階にあり、ベトナムとブラジルが主導しています。
- ASEAN・パキスタンFTAは、ASEAN加盟国とパキスタンとの間の自由貿易協定です。現時点ではまだ提案段階にあります。一方、ベトナムは別途、2025年10月にベトナム・パキスタン間の二国間FTA交渉を開始しました。

情報源: VCCI, Ministry of Industry and Trade (MoIT)

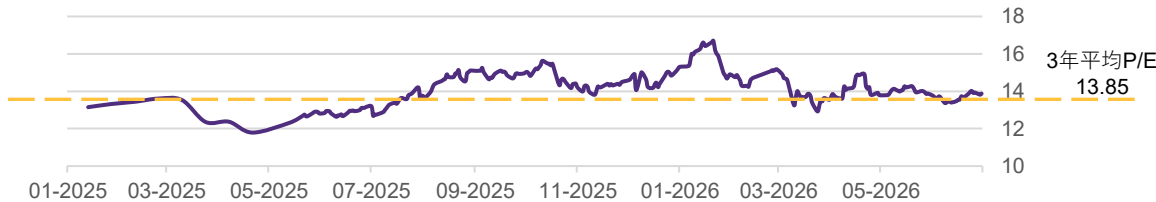
資本市場の最新情報

資本市場改革

2025年1月から2026年6月のVNINDEX



2025年2月から2026年6月までのP/E



年間を通じて力強いモメンタム

ベトナムの資本市場は、2025年通年および2026年上半期を通じて力強いモメンタムを維持しました。これは、良好なマクロ経済環境、流動性の改善、資本市場改革の継続、そして地域サプライ・チェーンにおけるベトナムの役割の拡大に支えられたものです。

VNIndexは、2025年1月1日の1,267ポイントから、2026年6月30日時点で約1,860ポイントまで上昇しました。バリュエーションも底堅く推移し、市場のP/Eレシオは、2023年から2026年上半期にかけて記録された平均水準を上回って推移しました。

主要な資本市場改革

VNX進捗状況アップデート

- ベトナムでは、VNXの再編が引き続き進められており、より集約的で透明性の高い市場構造の構築を目指しています。これに伴い、HNXおよびUPCoMに上場する株式はHOSEへ集約される予定であり、一方、HNXは債券およびデリバティブ市場に特化することが予定されています。
- Circular 139/2025/TT-BTCに基づき、株式市場再編の期限は2026年12月31日まで延長されました。この改革により、市場の質の向上、海外投資家による市場アクセスの改善、さらにはベトナムの新興市場への格上げに向けた取り組みの後押しが期待されています。

KRX取引システム

- ベトナムは、10年以上にわたる準備期間を経て、2025年5月にKRX取引システムを正式に導入しました。
- このプラットフォームは、取引処理能力の向上、市場の透明性と運用効率の改善、ならびにT+0取引、空売り、有価証券の貸借、中央清算機関（CCP）などの将来的な仕組みのサポートが見込まれています。
- また、この改革は、外国人投資家のアクセス性を高め、ベトナムの新興市場（エマージング・マーケット）格上げを支援するための重要な一歩と見なされています。

資本市場の格上げ

- FTSE ラッセルは2026年3月のレビューにおいて、外国機関投資家向けの事前資金拠出不要モデル、失敗取引処理メカニズム、グローバル・ブローカー・フレームワークなどの改革に支えられ、ベトナムの新興市場ステータスに向けた継続的な進展を認めました。
- FTSE ラッセルは、ベトナムが現在、第2新興国（セカンダリー・エマージング）市場分類の全基準を満たしていることを確認し、2026年9月に予定されている格上げのスケジュール通りに進んでいることを表明しました。



IPO市場

ベトナムのIPO市場、新たな成長サイクル

2022年から2024年にかけての長引く低迷の後、ベトナムのIPO市場は2025年に力強い回復を見せました。6つの主要案件で総調達額は約USD 17.4億に達しました。

この回復は主に金融サービス分野によって牽引されました。VPS証券、VPBank証券、Techcom証券が主導して、これらの3社だけで合計約USD 13億を調達しました。2025年のその他の注目すべき案件VinpearlやGelex Infrastructureが含まれていて、それらは投資家需要の改善、市場信頼感の強化、そしてベトナムの株式資本市場における新たなモメンタムを反映しています。

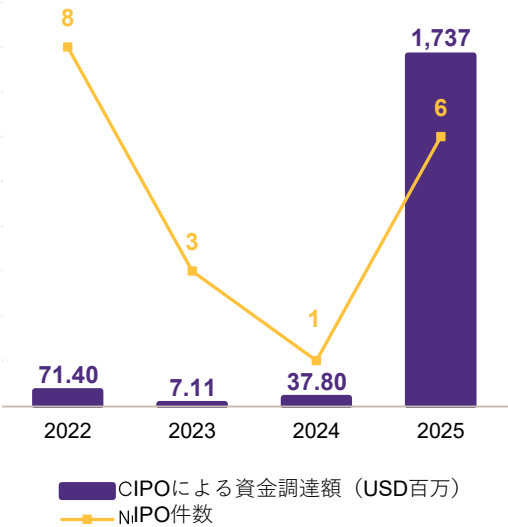
小売、農業、医療、金融サービスなど幅広い分野の多くの企業が、すでに2026年から2027年にかけての上場計画を発表しています。これにはDien May Xanh、Highlands Coffee、C.P. Vietnam、Golden Gates、Long Chau Pharmacy、F88などが含まれていて、ベトナムの株式資本市場の見通しに対する継続的な確信を示しています。

制度改革によりIPOの実施を加速

ベトナム政府は、資本市場を長期的な経済成長およびプライベート・セクターの開発のための戦略的な資金調達経路として位置付けることを引き続き進めてきました。

最近の改革では、Decree No. 245/2025/ND-CP (Decree 245) に基づき、IPOと上場審査の並行実施、上場までの期間短縮、行政手続きの合理化、および外国人投資家のアクセス向上を通じて、IPOの実行効率が改善されました。これらの改革は、**外国投資企業の今後の上場活動 (FIEs)** も支援し、国際的に統合された企業にとっての株式資本市場の魅力を強化することが期待されています。

IPOの総額と件数 (USD百万)



1. IPOと上場審査の並行プロセス

- ベトナムは並行審査メカニズムを導入し、IPO申請と上場申請を同時に審査できるようにすることで、実行までの期間を短縮しました。
- Decree 245 はまた、公募書類の処理期間を従来の15営業日から7営業日に短縮し、株式発行に関する手続きを簡素化しました。これにより、資金調達の効率が向上し、行政上のボトルネックが軽減されることが期待されます。

3. 人為的な外国人所有制限の撤廃

- 公開会社は、定款や株主総会決議を通じて、法定基準を下回る外国人所有 (FOLs) を設定することが禁止されました。これにより、FOLの決定における一貫性と透明性が向上しました。
- 既存のより低い外国人所有上限は、法的に許容される水準に向けて段階的に引き上げられる可能性があります。これは、外国人機関投資家にとっての市場アクセシビリティを高めるための重要な一歩となっています。

2. IPO完了から取引開始までの期間短縮

- Decree 245 は、新規上場証券の取引開始までの最大期間を、上場承認後90日から30日に短縮しました。
- この変更は、IPO後の流動性を改善し、待機期間中の市場リスクへのエクスポージャーを低減し、機関投資家にとってベトナムのIPO市場の魅力を高めることを目的としています。

4. 外国人投資家向けアクセス手続きの簡素化

- ベトナムは、有価証券取引コード登録、間接投資口座開設、外国人投資家の受け入れ手続きに関するいくつかの改革を導入しました。
- 関連するベトナム国家銀行の規制 (Circular 03/2025/TT-NHNNを含む) もDecree 245とともに公布され、行政上の負担を軽減し、ベトナムの資本市場に参加する国際投資家にとっての市場アクセシビリティを向上させることを目的としています。

ベトナムのIPOおよび上場ロードマップ

(1) 法的要件および財務要件



法的形態

- 株式会社（JSC）であること
- 資本金がVND 1,200億超であること
- 事業経過年数が2年以上であること

財務要件

- 直近2年間で黒字を計上していること
- 累積損失がないこと
- 承認された監査法人による監査を受けていること

株主および株式

- 株主数が最低100名以上であること
- 売出株式が資本金の10%超であること（ただし、資本金がVND 1兆超の場合は15%）

(2) コーポレートガバナンス要件

取締役会

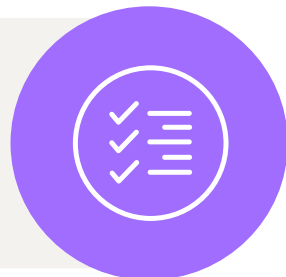
- 最低3名の取締役
- 独立取締役の設置が必要
- 監査役会／監査委員会の設置

内部統制

- 標準化された会計システム
- 内部監査機能
- 明確な報告手続き

情報開示

- 定期的な情報開示
- 定款、社内標準手続き（SOP）
- 投資家向け広報ウェブサイト



(3) 書類および提出準備



目論見書

- 直近3～5年間の財務諸表
- 事業戦略およびIPO調達資金の使途
- リスク要因
- 経営陣および主要株主
- 売出計画および売出価格

登録・法務書類

- 公募登録申請書
- 株式発行に関する株主総会決議
- 監査済み財務諸表（直近3年間）、資本金払込監査（直近10年間）
- 引受契約

(4) アドバイザーおよび引受会社の選定

引受会社

- 証券会社
- 価格設定および販売配分

法律顧問

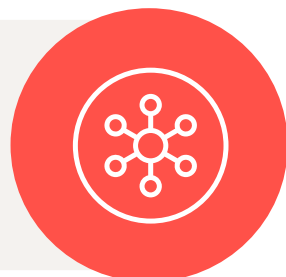
弁護士、コンプライアンス審査およびデューデリジェンス

独立監査人

証券委員会（SSC）により承認された監査法人

財務アドバイザー

バリュエーション、ロードマップ、ブックビルディング



(5) 提出 → 承認 → 上場プロセス



提出

証券委員会（SSC）に審査申請を提出します。

承認

通常、30～90営業日を要します。

ロードショー

投資家向け説明会およびブックビルディングを実施します。

売出し／競売

投資家への株式割当てを行います。

上場

HOSE/ UPCoM

国際金融センター： 次なる成長フェーズを牽引

国際金融センター（IFC）の戦略的目標

ベトナムの経済開発モデルは、より資本集約的な段階に入っております。大規模インフラプロジェクト、エネルギー転換への取り組み、デジタルインフラ、そして産業の高度化には、多大な長期的な資金調達が必要とされています。その一方で、ベトナムの資本市場は、地域の金融ハブと比較しますと、依然として開発の途上にあります。また、ベトナムに関連する取引の多くは、引き続き国外で組成・仲介されています。こうした状況を受けまして、ベトナムは国内金融システムの強化と資本市場の開発を支援することを目的とした戦略的イニシアティブとして、国際金融センター（IFC）を設立しました。

2024年末に政治局がIFCの開発を承認するNotice No. 47-TB/TWを発出して以降、整備は急速に進み、2026年1月にはDa Nangセンターが、その1か月後にはHo Chi Minh市IFCがそれぞれ開所しました。両センターは補完的な役割を果たしています。すなわち、Ho Chi Minh市は資本市場と国際金融サービスを、Da Nangはフィンテック、デジタルファイナンス、金融イノベーションを担っています。

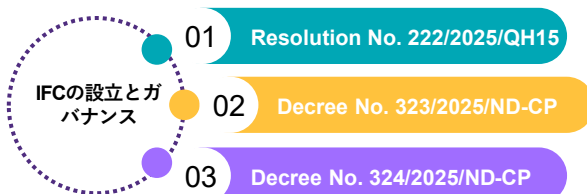
Ho Chi Minh市 2026年2月開所

資本市場・バンキング
・資金調達・国際金融

Da Nang 2026年1月開所

フィンテック・デジタル
ファイナンス・イノ
ベーション・グリーン
ファイナンス

2024年末から最近にかけて、IFCイニシアティブに関連する複数の法的文書が発出されており、そのうちの3つがIFCの設立とガバナンスの基盤となっています。



優遇フレームワーク

IFCのフレームワークでは、資金・機関・人材を誘致するために、税制上の優遇措置と規制上の調整が組み合わされて導入されています。

法人税（CIT）

- 優先分野：30年間10% + 4年間の免除 + 9年間の50%減額。
- その他の分野：15年間15% + 2年間の免除 + 4年間の50%減額。



個人所得税（PIT）

ベトナム人・外国人を問わず、管理職、専門家、科学者および高度人材に対し、給与所得および一定のキャピタルゲインについて、2030年まで100%の所得税免除が適用されます。



その他のメカニズム

外国為替取引における柔軟性の向上、規制サンドボックス制度の整備、国際会計基準の適用と手続きの簡素化、そして外国人専門家向けのビザ取得の円滑化が進められます。



IFCと資本市場の開発

IFCがベトナムの資本市場と金融システムをどのように支援できるかについて

- 銀行融資以外の資金調達手段の拡充**

IFCは、ベトナムの金融システムにおける資本市場の役割を高めることを目指しています。現在、資本市場は金融構造全体の約14~15%を占めており、銀行システムへの圧力を軽減するため、今後数年でおおよそ倍増することが見込まれています。この取り組みは、企業や投資プロジェクトに対してよりバランスの取れた資金調達構造を提供するために、代替的な資金源を促進しようとするものです。
- 長期投資資金を支える多様な投資家層の形成**

IFCは、年金基金、保険会社、ソブリン・ウェルス・ファンド、そして専門的な資産運用会社などにより大きな参加を促すことにより、市場資金調達の一部を機関投資家資本へとシフトさせようとしています。長期的には、強力な機関投資家の存在が、より長期的な投資期間を支え、資金配分を改善し、個人投資家を中心の市場活動に伴う集中リスクを低減することが期待されます。
- 外国金融機関に対する実務上の障壁の低減**

国際的に認められた法規制基準に適合した事業環境は、外国法準拠契約、USD建て商品、国際仲裁などの仕組みと相まって、外国金融機関にとっての実務上の障壁を低減することができます。長期的には、これにより国際的な機関、ファンド、仲介業者が誘致され、ベトナムの金融市場のアクセシビリティと信頼性が向上する可能性があります。
- ベトナムの市場発展及び格上げへの取り組みの支援**

IFCは、ベトナムの金融市場と規制フレームワークの格上げに向けたより広範な取り組みの一部を構成しています。そして、より広範な導入に先立って国際的な慣行や基準を試験的に実施するプラットフォームを提供しています。IFCは、実施能力の強化と進行中の改革の信頼性向上に役立ち、ベトナムの市場開発の進捗に対する国際投資家や指数プロバイダーの好意的な見方を後押しすることができます。

新時代における投資誘致の重点分野

産業の高度化およびハイテク製造業

バリュー・チェーンの上方シフト

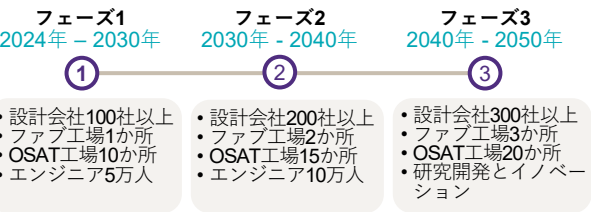
2020年代初頭、ベトナムはグローバル・サプライ・チェーンの多角化の恩恵を受ける国の一つとして浮上しました。政府はこの機会を、単に中国に代わる低コストの生産拠点として位置付ける以上のものと捉え、自国を信頼できるハイテク投資先として確立することを目指しました。2023年から2024年頃にかけて、焦点は高い生産量の追求から技術力での競争へと移り、産業の高度化は明確な国家優先課題となりました。

半導体は、このアジェンダの中で急速に戦略的優先事項の一つとなりました。同国は、長年にわたって進出している大手外資系企業の存在に支えられ、電子機器製造と輸出において既に強固な基盤を持っています。生産は依然として付加価値の低い組立や部品製造に集中していますが、この基盤はベトナムがより高度な産業へとバリュー・チェーンを上方シフトするための足がかりとなります。

新たな政策枠組み

2024年、ベトナムは国家半導体産業戦略を通じて半導体分野への野心を正式に具体化し、同セクターの開発ロードマップを示しました。

3フェーズのロードマップ



ベトナムは、2025年6月に制定されたデジタル技術産業法（Law No. 71/2025/QH15）により、産業高度化のアジェンダを推進しました。同法は、世界初のデジタル技術に特化した独立法であり、半導体やAIなどの分野を戦略的重点産業に位置付けています。対象となるプロジェクトは、新たなCIT法に基づき、最高水準のCIT優遇措置を受けることができます。また、研究開発センターを設置する企業は、投資支援基金を通じて、初期投資額の最大50%に相当する補助金を受給することが可能です。

ハイテク投資に対する優遇政策

- 主要分野（半導体、AI、高度ソフトウェア、DTP）については、CIT率を15年間10%とし、4年間の免税およびその後9年間の50%減免を適用します。その他の製品については、CIT率を10年間17%とし、2年間の免税およびその後4年間の50%減免を適用します。
- 主要分野に対しては、優遇された輸入関税および通関手続きを適用します。
- 対象となる半導体およびAI研究開発センター・プロジェクトに対しては、初期投資コストの最大50%に相当する現金補助金を支給します。
- 対象企業には、訓練、研究開発、およびハイテク製造をカバーする運用コストの支援を提供します。

FDI誘致

半導体分野における外資誘致に関しまして、前向きな開発が見られております。2025年末までに、ベトナムは241件の外資系半導体プロジェクトを誘致し、その登録資本金の総額はUSD 142億を超えました。これは、前年の174件、USD 116億から増加したものです。現在、50社以上のチップ設計企業がベトナムで事業を展開しており、約7,000人のエンジニアが雇用されています。

ベトナムへの半導体の外国直接投資（FDI）

プロジェクト241件 USD 142億
前年同期比38.5%増 前年同期比22.4%増

その他のハイテク製造分野もまた、大きな機会をもたらしています。特に、プリント基板（PCB）製造、精密部品、特殊化学品、産業用オートメーションといった支援産業は、ハイテク優遇施策のフレームワークから直接恩恵を受けることで、最も即座に実現可能な成長潜在力を有しています。

最近の注目すべき開発

半導体

Intel — Costa RicaからSaigon Hi-Tech Parkへパッケージング・テストラインを移転し、サーバーチップ生産におけるベトナムの役割を強化しています。

Amkor — USD 16億を投じたBac Ninh工場の生産能力を12億個に引き上げることを目指しています。

Coherent — USD 127百万を投じたシリコンカーバイドおよびフォトリソス施設を2025年7月にDong Naiで操業開始しました。

電子機器・部品

Samsung Display — USD 18億規模のOLED工場をBac Ninh省で建設中であり、2026年に生産開始予定です。

LG Display — USD 10億の追加投資により、ベトナムへの総投資額がUSD 56億5千万に達しました。

ベトナムにおけるハイテク投資：知っておくべきこと

- DTI法はバリュー・チェーン全体をカバー** — 半導体、AI、デジタル資産：優遇措置は最終製品だけでなく、バリューチェーン全体における関連支援活動や投入要素にも適用されます。
- 半導体：依然として初期段階** — ベトナムの半導体エコシステムは、フェーズ戦略におけるフェーズ1にあります。政策とアンカー投資家は既に整っていますが、サプライ・チェーンの大部分の層は依然として未開拓のままです。
- チップ設計分野への参入好機** — 世界的な半導体設計企業がベトナムへの進出を進めており、ベトナムは2030年までに半導体設計企業100社の誘致・育成を目指しています。しかし、現在の目標との間には依然として大きな開きがあります。

- サポート産業の機会** — 半導体・電子機器製造向けの原材料および特殊な投入資材は、依然として輸入に依存しています。これはサポート産業にとっての市場参入の余地を意味しています。
- 人材不足は制約要因** — ハイテク分野では、高度スキルを持つ人材の不足が引き続き課題となっています。大学との連携や海外ベトナム人ネットワークは、重要な人材供給源です。
- 目玉となる優遇措置の先を見る** — 投資家の事業構造や規模によっては、現金給付や研究開発費の特別控除の方が、表面上の税率よりも実質的なメリットをもたらす可能性があります。

グリーン移行と持続可能な開発

政策のモメンタム

グリーン移行は、ベトナムにとってますます戦略的な経済課題となっています。近年、政府は再生可能エネルギーの開発と、持続可能性の目標に沿ったプロジェクトを優先する、より選択的な外国直接投資（FDI）誘致を通じて、この移行を支援する取り組みを強化しています。この移行を支えているのが、ますます充実する政策・規制のフレームワークです。最高レベルの指針として国家グリーン成長戦略（2021年～2030年）が全体の方針を定めており、近年では以下のようなさまざまな補完的フレームワークが導入・更新されています。

国家グリーン成長戦略（2021年～2030年）	JETP（2022年）
電気法（2024年）	Decision 21 - グリーンタクソノミー（2025年）
電力開発計画第XVIII次（2025年改訂）	

これらの改革の重要性は、外部からの圧力によってさらに高まっています。産業成長を制約しかねないエネルギー不足、現在発効しているEUの炭素国境調整メカニズム、そして再生可能エネルギーの調達を自社のコミットメントの一部として求めるFDI製造業者の増加などです。これらの要因が相まって、持続可能な開発に関連する分野の投資家に機会を生み出しています。

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、ベトナムのグリーン転換において最も顕著な機会の一つとして際立っており、需要、政策、商業インフラが同時に集結しています。

再生可能エネルギー：主要な投資促進要因	
01	急増する電力需要: ベトナムの電力消費量は、製造業、データ・センター、AIの拡大に後押しされ、2030年までにほぼ倍増すると見込まれており、再生可能エネルギー容量に対する需要が高まっています。
02	大規模な容量拡大: ピーク時電力需要は、2030年までに約50 GWから約100 GW近くまで上昇すると予想されています。また、最近の電力不足により、より早い容量拡大の必要性が浮き彫りになっています。
03	USD 1,360億の投資需要: ベトナムは2026年～2030年の期間に電力システムの拡大・近代化に約USD 1,360億を必要としており、資金ギャップを埋めるには民間資本および外国資本が不可欠です。
04	再生可能エネルギーの迅速な導入: 改訂されたPDP VIIIの下では、太陽光発電と風力発電の容量はそれぞれ最大73 GWおよび38 GWに達する可能性があり、洋上風力、バッテリー貯蔵、グリーン水素への投資も拡大しています。
05	グリーン電力への需要の高まり: LEGO、Apple、Samsung Electronicsなどの企業が、再生可能電力への需要を牽引しています。これは、グローバル・サプライ・チェーンがカーボンニュートラルを追求しているためです。

機会領域

産業用太陽光発電 ・強み: 実際の需要、迅速な導入、法制度の明確化の進展 ・課題: 利益率の圧迫、競争の激化	
陸上／沿岸風力 ・強み: 大規模なパイプライン、実証済みの技術、投資魅力の向上 ・課題: 系統制約、プロジェクト実施期間の長期化	
蓄電システム（BESS） ・強み: PDP8の優先事項、グリーン移行に連動した構造的需要 ・課題: 初期段階の商業的フレームワーク	
クリーン・エネルギー機器およびサプライ・チェーン ・強み: ベトナムのテクノロジー投資優先分野との合致 ・課題: 他の製造ハブとの競争	
洋上風力 ・強み: 大規模な機会、ファーストムーバーの潜在性 ・課題: 未整備の規制・系統・オフテイク制度	

その他の機会

グリーン産業用不動産およびインフラ: ベトナムには478の工業団地が存在しますが、現行のフレームワークの下で正式なエコ産業認証を取得した団地はなく、導入はごく一部の先駆者に限られています。EUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）が発効し、政府が2030年までに40～50%の省でエコ工業団地への転換・開発を目標としていることから、持続可能な産業インフラへの需要は高まる見込みです。DEEP CとVSIP 3は引き続き主要なモデルであり、いずれも外資系です。一方、Phu My 3は認証を申請した最初の団地です。これにより、新規建設のエコパーク、転換に向けた共同投資、そして廃水処理や水の再利用などの環境インフラにおいて機会が生まれています。

グリーンビルディング: 工業団地を変革しているのと同じESG圧力ですが、ベトナムのグリーンビル市場をけん引しています。ベトナムは2025年に、LEED認証を取得したグリーンビルプロジェクト数で世界第8位にランクインしました。これは2年前の28位から上昇したものです（USGBC／GBCI）。また、市場全体では新たに196件の認証グリーンビルが追加され、前年同期比20%増加しました。国際金融公社（IFC）は、グリーンビルをベトナム最大のグリーン投資機会と見積もっており、その規模はUSD 800億に達するとしています。これには工業施設、物流資産、商業施設の改修（レトロフィット）が含まれます。デベロッパーは認証連動型のグリーン・ファイナンスを活用することで、これらの機会を獲得することができます。

持続可能な農業: ベトナムの農産物輸出は2025年にUSD 700億を超えたものの、年間USD 35億～USD 41億に上る収穫後損失は、コールド・チェーンと加工における継続的な課題を示している、と農業環境省（MAE）が発表しました。2026年12月からEU森林減少規則（EUDR）が適用されることに伴い、主要な農林産品を対象とするより厳格なトレーサビリティ要件が見込まれています。外国投資家にとっては、コールド・チェーン・インフラ、加工、トレーサビリティ・ソリューション、精密農業の各分野にわたって機会が広がっています。

人工知能（AI）とデジタル分野開発

科技省（MoST）によると、ベトナムのデジタル経済は2025年にUSD 721億に達し、GDPの14%を占めるとともに、政府が掲げる2030年までに30%という目標に向けてさらなる進展を示しています。2024年12月のResolution 57-NQ/TWは、科学技術とデジタル変革を国家の政治的優先事項に位置付け、2026年1月に施行されるデジタル技術産業（DTI）法は、その構想に初めて法的かつ商業的な基盤をもたらしました。2026年3月に施行される専任の人工知能に関する法律（Law No. 134/2025/QH15）は、AIに特化した法的優先順位をさらに追加しました。外国人投資家にとって最も明確な短期的な参入ポイントは、AIとデータ・センター・インフラです。これらは明確に優先され、整備が不十分であり、現在ではベトナムがこれまでに提供した中で最も手厚い優遇フレームワークに支えられています。

USD 721億

デジタル経済 2025年、
14% of GDP
(MoST)



USD 1,980億

デジタル技術産業の
収益 (2025年)、
前年同期比+26%
(MoST)



50位

グローバル・スタート
・アップ・エコシステム
指数 (2026年)、前年
期比+5
(StartupBlink)



6位

WIN World AI
インデックス
(2025年)
- 40カ国中



人工知能（AI）

ベトナムのAIエコ・システムは、2025年に国際的な認知を得ました。4月にはQualcommがVinAIの生成AI部門を買収し、NVIDIAはVinBrainを買収するとともに、国内にAI研究開発センターを設立する計画を発表しました。これらの動きは、ベトナムのAI能力に対する信頼の高まりを反映しています。1.2百万人以上の技術人材と、毎年約5万人の新卒IT人材を擁するベトナムは、技術アウトソーシングからより高付加価値なAI活動へと拡大する好位置にあります。

政府は構造的な政策支援を通じてこの流れを強化しています。Resolution No. 57-NQ/TWに基づき、AIはベトナムの戦略的技術優先分野の一つであり、将来の生産性と競争力の重要な原動力と位置付けられました。これに加えて、国家技術革新基金（NATIF）は予算の少なくとも40%をAIの導入と展開に充てることを約束しています。DTI法、AI法、および最近の税制改正は、対象となるデジタル技術および研究開発プロジェクトに対する優遇措置（手厚い税制優遇、イノベーション支援、迅速な承認手続きなど）を通じて、エコシステムをさらに後押ししています。外国人投資家にとっては、製造業、医療、フィンテック、物流などの分野でのB2B向けAI導入（まだ初期段階にあります）やAI研究において機会が生まれつつあります。高度なAI人材は依然として限られていますが、ベトナムは大規模でコスト競争力のあるエンジニアリング人材を提供しています。

データ・センター

ベトナムのデータ・センター市場は依然として開発の初期段階にありますが、急速に拡大しています。科学技術省（MoST）によると、同国には現在41のデータ・センターが存在し、設計容量の合計は約221MWに達します。これは、さらなる成長の余地が大きいことを示しています。現在の市場は、Viettel、VNPT、FPT Telecomなどの国内事業者が支配的ですが、電気通信法（Law No. 24/2023/QH15）がデータ・センターおよびクラウド・コンピューティング・サービスに対する外資所有の上限規制を撤廃し、この変更が2025年初頭に発効したことから、海外からの関心が高まっています。

この投資ケースは、より有利な規制環境に支えられており、対象となる大規模テクノロジー・プロジェクトには、財政的・非財政的な優遇措置が講じられています。さらに、ベトナムの開発コストはアジア太平洋地域で最も競争力のある水準にあります。需要は、クラウド導入の拡大、AIコンピューティング需要の高まり、そして個人データ保護法に基づくデータガバナンス要件の厳格化によっても牽引されています。海外投資家にとって、機会はハイパースケール施設、コロケーション施設、クラウドインフラ、AI対応型キャパシティにまで及びます。ST Telemedia Global Data Centresのような国際事業者は既に市場で活動しており、新たなプロジェクトとしては、香港のAICが現地パートナーのKinh Bac（KBC）と共同で進めるUSD 21億のデータ・センターキャンパスや、ViettelのAIデータ・センターを通じたNVIDIAの進出が挙げられます。これらは相まって、投資家の信頼の高まりと、外資にとっての参入経路の多様化を示しています。

注目すべき業界シグナル

ベトナムのデジタル経済における国際的な関与

- NVIDIAによるVinBrainの買収とベトナムAI研究開発センターの設立
- ViettelとNVIDIAのパートナーシップによる、NVIDIA技術を基盤としたAIデータ・センターの構築
- QualcommによるVinAI生成AI部門の買収とAI研究開発センターの開設
- Ho Chi Minh市における、現地パートナーであるKinh BacとのAICのAIデータ・センターキャンパス
- AWSによるベトナム初のLocal Zoneの開設、およびDirect ConnectとCloudFrontインフラの提供



政策の開発

- Resolution 57-NQ/TW (2024年)：科学・技術およびデジタル変革のブレイクスルーに関する政治局の指示
- デジタル技術産業法 (2026年)：AI・デジタル技術・半導体に対する優先的地位および最高水準の優遇措置
- 人工知能法 (2026年)：リスク・ベース規制とイノベーション促進策を組み合わせた、初の独立したAI法制度
- 個人データ保護法 (2025年)：より厳格なデータガバナンスを規定し、国内クラウドおよびデータ・センターインフラへの需要を促進

その他の重点分野

④ インフラおよび物流の連携強化

2回にわたるPPP改革により、セクター制限の撤廃、資本額の下限撤廃、および複雑案件への政府協調投資枠の拡大が行われ、民間・外国投資の機会が大幅に拡大しています。

Law No. 57/2024/QH15（2025年1月施行）

PPPの適用対象を、限定的なセクター一覧から防衛・安全保障を除く公的投資活動全般に拡大し、事業の最低資本額要件を撤廃し、政府協調投資限度額を引き上げることで、事業の実現性と投資家のアクセスを改善しています。

Law No. 90/2025/QH15（2025年7月施行）

PPPの準備・承認手続きを合理化し、国際投資家の参加経路を明確化し、科学・技術・イノベーション志向型プロジェクトに対してより柔軟な仕組みを導入しています。

ベトナム国家物流開発戦略2025年～2035年（Decision 2229/QD-TTg、2025年10月）は、2035年までに物流コストをGDP比約18～20%から12～15%へ引き下げることが目標としており、より効率的でテクノロジーを活用した物流インフラおよびサービスへの投資を後押ししています。これにより、インフラ整備からオペレーションまで、物流バリュー・チェーン全体にわたり、民間および外国投資家に新たな投資機会が生まれています。特に有望な投資分野としては、港湾・物流インフラ、産業団地と物流機能を一体化した開発、低温物流、先進的な倉庫施設、デジタル物流ソリューション、ならびに複合一貫輸送の統合が挙げられます。

⑤ 金融市場と国際金融センター

ベトナムの国際金融センター（IFC）は、Ho Chi Minh市とDa Nangにまたがって設置され、経済構造上のギャップを埋めることを目的としています。これまで企業金融は銀行融資が主流を占め、資本市場はベトナムの投資需要を支えるだけの深みを欠いていました。IFCは、国際的に整合性の取れたルールと実質的なインセンティブ・パッケージを備えた、専用の金融管轄区域を創設します。

税制上の優遇措置

CITの優遇税率および免税期間。適格外国人専門家・管理者に対するPITの免除

業務の効率化

ライセンス交付の迅速化、VIFC内での柔軟な資金調達、10年間の投資家ビザ

法的な信頼性

VIFC裁判所および仲裁センターによる外国判決・仲裁判断の執行保証

FDI参入チャネル：

- 銀行分野：貿易金融、ストラクチャード・レンディング、PPPプロジェクト・ファイナンス、シンジケートローン
- 資本市場：株式発行、M&Aアドバイザリー、インフラ・産業ファンド
- 資本リサイクル：港湾、物流パーク、工業団地などの運用資産のリファイナンス
- 専門金融：グリーン・ファイナンス、デジタル資産、航空金融、コモディティ・デリバティブ

⑥ 教育および人材資本開発

2026年1月に施行された3つの法改正により、外国教育機関に対する障壁が緩和されました。職業教育法だけでも、外国直接投資（FDI）機関向けの手続きを含む行政手続きの36%が削減されました。当該セクターへの出資には外国資本の上限規制はありませんが、ベトナム人学生を受け入れる学校については、K-12（幼稚園から高校まで）レベルで外国籍カリキュラムの内容に対する別途の上限が設けられています。

ベトナムのハイテク分野（半導体、AIなど）へのFDI推進は、特定セクターにおいて現在の供給能力を超える高度人材への需要を拡大させています。例えば、Decision No. 1017/QD-TTgなどの国家プログラムでは、デジタルトランスフォーメーションおよび先端製造スキルにおける国家優先事項に沿って、2030年までに半導体エンジニア5万人を育成することを目標としています。参入機会、K-12教育や高な教育から職業訓練、教育テクノロジーに至るまで、教育バリュー・チェーン全体にわたります。

情報源: VGP

国際K-12および高な教育

完全な外国資本所有が認可

Decree 124/2024によるライセンス制度の明確化

職業訓練

ハイテク産業におけるスキル・ギャップを埋めるための技術・職業訓練への需要拡大

教育テクノロジー

デジタル学習への需要拡大

政府による2030年までの国家教育デジタル化目標

ベトナムでの設立



新規法人設立による市場参入

外国投資家は、いくつかの主要な法人形態を通じてベトナムに商業拠点を設立することができます。また、外国投資家は、該当する外国資本の所有制限および業種別の規制要件に従い、既存のベトナム企業の出資持分を取得または譲渡することも可能です。

3つの一般的な法人形態

 一人名責任会社（LLC） 1つの法人または個人が所有 出資額の範囲内で有限責任 経営管理体制は所有者会議、または会長および取締役 資本金はERC発行後90日以内に払い込む必要あり 完全子会社や単独所有プロジェクトに最適	 二名以上有限責任会社（LLC） 2～50名のメンバー（個人または法人）が所有 出資額の範囲内で有限責任 経営管理体制はメンバー会議および取締役 資本金はERC発行後90日以内に払い込む必要あり ベトナム・パートナーとの合併事業に最適	 株式会社（JSC） 最低3名の株主が所有し、上限はなし 引き受けた株式の範囲内で有限責任 経営管理体制は株主総会、取締役会、および取締役 資本金はERC発行後90日以内に払い込む必要あり 将来的なIPO、複数投資家の受け入れ、および資本の柔軟性に最適
--	---	---

その他の事業形態

事業協力契約（BCC）

- ベトナムにおいて独立した法人格を設立せずに、投資家間で締結される契約上の投資アレンジメントです。
- 投資家間の商業協力を円滑にし、権利・義務・利益・リスクは契約によって配分されます。

駐在員事務所（RO）

- 外国法人がベトナムに設置する非商業的な拠点です。
- 連絡調整、市場調査、事業促進活動を行うことは認められますが、収益の創出や営利活動を行うことはできません。

支店

- 外国法人の従属単位であり、認可された範囲内でベトナムにおいて商業活動を行うことが認められています（その範囲は外国本社の事業範囲と合致している必要があります）。
- 外国本社は支店の運営および債務について責任を負います。

パートナーシップ

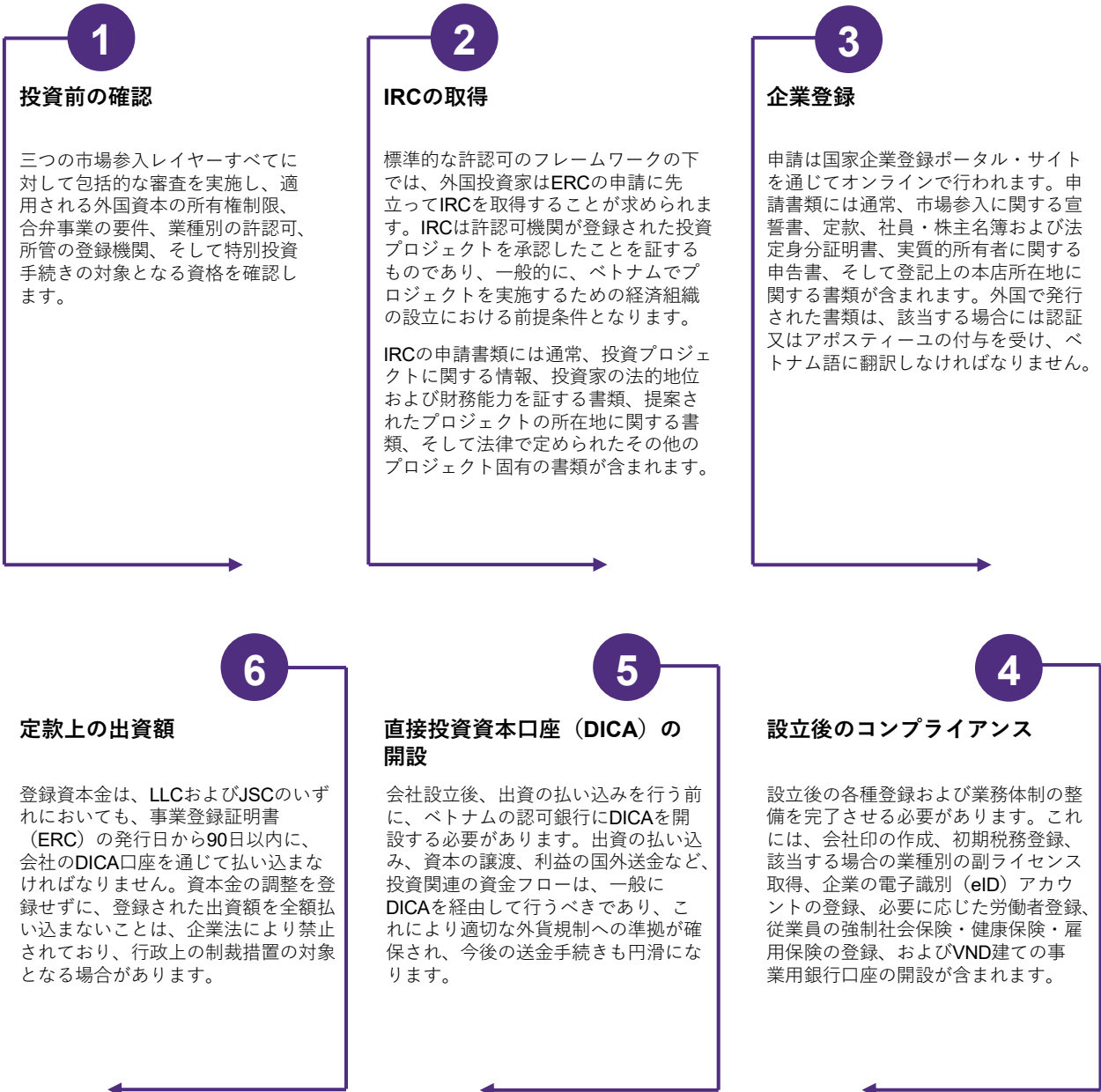
- 2名以上の無限責任社員によって設立され、共通の商号の下で事業を営む企業形態です。
- 無限責任社員は、パートナーシップの債務について無限責任を負います。一方、有限責任社員（出資社員）は、引き受けた出資額の範囲内で責任を負います。
- ベトナムにおける外国投資では、この企業形態が採用されるケースは一般的ではありません。

官民連携（PPP）

- インフラ整備や公的サービス事業において、国・政府と民間投資家が連携して事業を実施するための投資形態です。
- 事業はPPP契約に基づいて実施され、必要に応じて、ベトナム国内に設立されたプロジェクト会社を通じて実施されます。

設立手続

2025年投資法は、外国投資家にとってより柔軟な設立手続きを導入しています。投資登録証明書（IRC）の申請準備中であっても法人を設立することが可能となり、IRCは設立後12か月以内に取得すればよいことになっています。これは、従来の手続き（一般に、企業登録証明書（ERC）が発行される前にIRCの取得が求められていた）とは異なります。



（*）2025年投資法では、適格な外国人投資家がIRCを取得する前にERCを取得することを認める代替認可メカニズムが導入されています。ただし、このメカニズムはの対象となるプロジェクトには適用されません。このアプローチを採用する投資家は、引き続き適用される市場アクセス条件を満たし、企業設立後、法定期間内にIRC申請を完了しなければなりません。

外国人投資家の市場アクセス条件に関する実質審査、および提案されたプロジェクトが関連法規や地域の計画要件に適合しているかどうかの確認はIRC申請段階まで延期されるため、提案されたプロジェクトが関連する法的要件または計画要件を満たさない場合、投資家は規制上のリスクに直面する可能性があります。したがって、従来の「IRC優先、ERC後」という認可シーケンスは、法的確実性が高く、実施リスクが低いことから、引き続き広く採用されています。

ベトナムでの事業運営における主要なコンプライアンス要件

設立後、投資家は、投資プロジェクトのライフサイクル全体を通じて企業がコンプライアンスを遵守し続けることを確実にしなければなりません。継続的なコンプライアンスは、企業の法的・運営上の地位を維持し、ガバナンス規律を強化し、ベトナムにおける安定かつ持続可能な事業展開を支えるために不可欠です。

業務および規制上のコンプライアンス

外国投資企業は、IRC、原則承認、その他の該当する承認に従って投資プロジェクトを実施しなければならず、同時に、登録された事業内容、市場アクセス条件、業種別の事業条件、および関連する運営規制への適合を維持する必要があります。これには、必要な副ライセンス、証明書、または承認の維持に加え、土地、建設、環境、防火・防災、税務、労働、強制保険に関する要件への適合も含まれます。詳細な税務、労働、保険に関する義務については、以下の該当セクションで取り上げます。



プロジェクト変更および実質的支配者情報の更新

外資企業は、事業運営期間を通じて、登録済みの投資プロジェクトおよび企業所有者情報を継続的に確認・更新する必要があります。投資プロジェクトの目的、所在地、投資資本、実施スケジュール、事業期間、投資家情報、その他承認済みのプロジェクト内容に重要な変更を行う場合には、変更の実施前にIRCおよび／または投資方針承認の変更手続が必要となる場合があります。また、企業は企業登録に関する規定に従い、実質的支配者に関する情報を申告・管理・更新するとともに、関連する変更が生じた場合には、法定期限内に企業登録当局へ届け出る必要があります。



投資の監督および評価に関する報告書

投資監督・評価報告書は、国家外国投資情報システムを通じてオンラインで提出しなければならず、提出期限は以下のとおりです。

四半期報告：各四半期翌月の10日まで

半期報告：7月10日まで

年次報告：翌年3月31日まで

四半期報告書は、資金執行、収益、貿易活動、雇用、予算抛出、土地利用、環境コミットメントの順守など、主要なプロジェクト実施指標を対象とします。半年次報告書および年次報告書には、利益、研究開発費、技術ソース、環境パフォーマンスに関する追加データが含まれます。

M&Aによる市場参入

ベトナムの進化する投資・規制のフレームワークは、M&A取引を通じた市場参入を求める外国人投資家をますます支援する方向に動いています。2025年投資法および関連規制に基づく最近の改革は、取引実行の効率性向上、規制の透明性強化、およびより広範な分野における外国資本の参加促進に対する政府の広範なコミットメントをさらに示すものです。



投資承認権限の分散化

- 2025年投資法は、より明確かつ分散化された投資承認フレームワークを導入し、省レベルの当局や工業団地管理委員会により広範な権限が委譲されました。
- これらの改革により、行政手続きの合理化、現地当局との連携強化、承認期間の短縮、および取引の確実性の向上が見込まれており、特にベトナムでのM&Aや事業拡大を目指す外国人投資家にとって有益です。



プライベート・エクイティ市場の透明性の向上

- Decree No. 90/2025/ND-CP は、以下の3つの基準のうち2つ以上を満たす企業に対し、強制的な監査要件を導入しています。①年間売上高がVND 3,000億超、②総資産がVND 1,000億超、③社会保険に加入する従業員数が200名超。これは財務開示基準における重要な段階的变化を示しており、ベトナムのプライベート・エクイティ分野の広範なセグメントにおいて透明性を大幅に向上させるものです。
- 同時に、一連の税制政策改革が進められており、企業にはより高い透明性とコンプライアンスの強化が求められています。



条件付き事業分野の縮小

- ベトナムの規制フレームワークは、条件付き事業分野を227分野から198分野へと削減しました。これは、市場参入障壁を低減し、投資のしやすさを改善するという政府の広範な取り組みを反映したものです。
- また、今回の改革では、事前許認可を要する分野と、事業開始後に規制監督が行われる「事後監査」型の開示ベースのメカニズムが適用される分野との区別がより明確になりました。



より柔軟な外国直接投資（FDI）の仕組み

- 今回初めて、2025年投資法は外国人投資家に対し、IRCを取得する前に企業を設立し、ERCを取得することを認めており、これはベトナムのFDIフレームワークにおける重要な転換を示しています。
- この改革により、市場参入までの期間の短縮、行政上の摩擦の軽減、ならびに取引構造の設計、買収準備、投資後の実施における効率性の向上が見込まれます。

M&A市場のアップデート： 2025年に成長モメンタムの回復

回復の加速

ベトナムのM&A市場は2025年にモメンタムを取り戻し、367件の取引が記録され、公表された取引総額は約USD87.2億に達し、前年同期比26%増加しました。

取引活動は年間を通じて下半期に大きく集中し、下半期の取引額は上半期を193%上回りました。これは、投資家心理の改善と案件執行の進展を反映したものです。2026年第1四半期には取引活動がやや減速したものの、この動きはベトナムのM&A市場における例年の「下期偏重」の取引サイクルと概ね一致しています。

2026年上半期のベトナムM&A市場における公表ベースの取引総額は約USD 25億となり、前年同期比で10%増加しました。取引活動は2026年下半期に向けて、さらにモメンタムを強めることが期待されています。

大型案件の増加

2025年の平均案件規模は約USD 51.3百万と、2023年～2024年と概ね同水準を維持し、ベトナムのM&A市場が引き続きミッド・マーケット中心であることを裏付けています。

同時に、USD 100百万を超える大型案件は20件に達し、過去3年間で最多を記録しました。これは、案件規模の拡大が徐々に進むとともに、大型戦略案件に対する投資家の信頼感が高まっていることを示しています。

海外投資家が引き続き市場を牽引

2025年の開示ベースのM&A取引総額に占める海外投資家の割合は約53.6%となり、ベトナム市場が引き続き海外資本にとって魅力的な投資先であることが改めて示されました。国・地域別では、タイが引き続き最大の投資国となり、韓国、日本、中国、米国がこれに続きました。

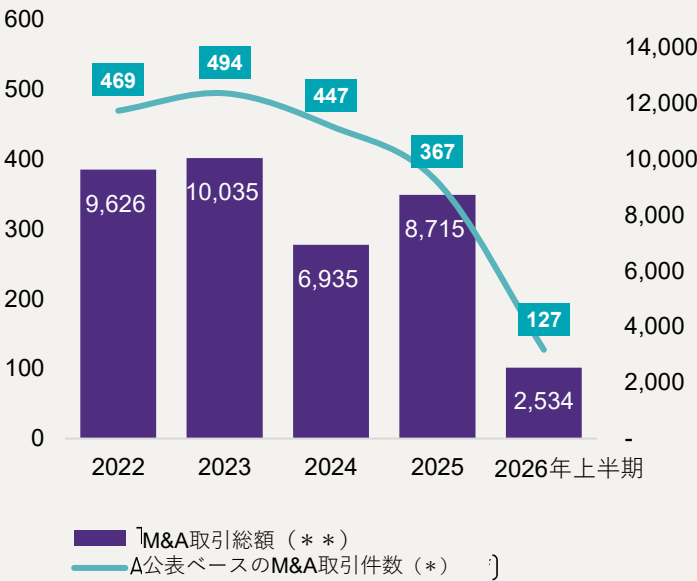
海外投資家は総じてベトナム市場に対して前向きな中長期的な見通しを維持している一方、各国・地域の市場戦略、地域ポートフォリオ戦略、サプライチェーン上の位置付けの違いを反映し、投資戦略は一段と多様化しています。

注目分野が戦略的テーマへシフト

2025年のM&A市場では、取引が5つの主要分野に一段と集中しました。内訳は、産業分野（取引総額の24%）、不動産（18.9%）、消費関連（17.0%）、エネルギー（8.5%）、ヘルスケア（7.0%）となっています。これは、国内需要、産業成長、および長期的な構造的成長テーマに支えられた分野への投資家の関心が高まっていることを反映しています。

ベトナムのM&A市場は選別的な回復局面が続いているものの、戦略性の高い案件や大型案件に対する投資家の投資意欲は引き続き高まっています。

M&A取引総額および件数（USD百万）



平均取引額の分析

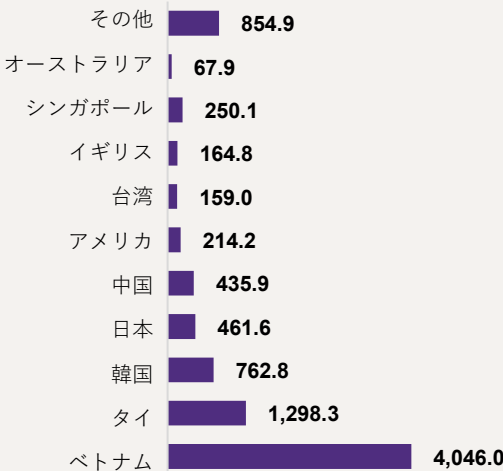
年	2022	2023	2024	2025
価格開示取引件数	232	192	143	170
平均取引額 (USD 百万)	41.5	52.3	48.5	51.3
USD 100百万超の取引件数	14	17	14	20

注：

(*) 開示済みおよび未開示の取引額をともに含む

(**) 価格開示のある取引のみを含む

2025年 ベトナムM&A取引額（投資元別） （USD 百万）



情報源: Capital IQ, Grant Thornton Research & Analysis

会計・監査： システムおよび 法定要件



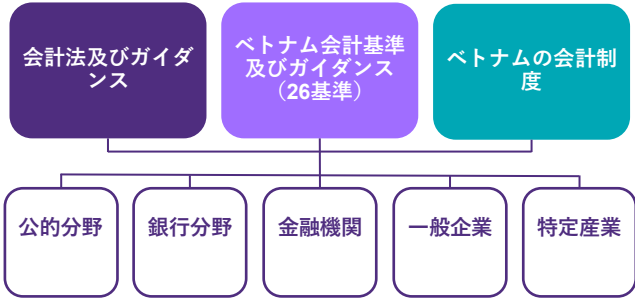
会計システム

会計制度のフレームワークおよび適用される会計基準

ベトナムで事業を営む企業は、ベトナム会計法、ベトナム会計基準（VAS）、および財務省（MoF）が公布する適用会計制度を含む、ベトナムの会計関連法令に基づいて会計記録を作成・維持することが義務付けられています。

大半の企業には、企業会計制度が適用されており、会計証憑、勘定科目、会計帳簿、会計政策、ならびに財務諸表の作成および表示に関する詳細な指針が定められています。2026年1月1日以降に開始する事業年度からは、Circular No. 99/2025/TT-BTC（Circular 99）が、特別な会計規定が適用される場合を除き、すべての業種・経済分野の企業に適用され、Circular No. 200/2014/TT-BTCに代わる会計制度として施行されています。

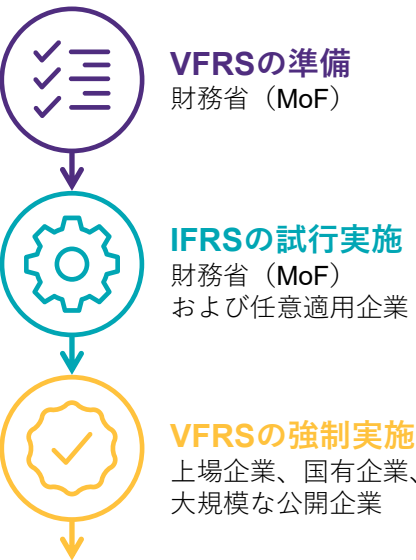
Circular 99では、会計書類・帳簿・勘定科目を含む会計関連文書の柔軟性向上に加え、機能通貨、資産・負債の区分、無形資産およびのれんの会計処理、資産の減損、生物資産、BCCの会計処理、ならびにグローバル・ミニマム課税（GMT）への対応など、いくつかの重要な改正が導入されています。なお、適用される会計制度は、中小企業（SMEs）、零細企業、非公開株式会社などの企業区分によって異なる場合があります。一部の企業については、別途の会計・報告要件が適用されることがあります。



VASの主な特徴：

- 一般企業向けベトナム会計基準（VAS）は、2000年から2005年にかけて公表されました。これらは、当時国際会計基準審議会（IASB）が公表していた国際会計基準（IAS）および国際財務報告基準（IFRS）を採用し、主にそれらに基づいて作成されています。
- IFRSとVASの主な相違点としては、用語、適用される評価方法、開示要件などが挙げられます。これは、IFRSが引き続き改正・修正されていることに起因します。
- 会計実務者は通常、ベトナム会計基準そのものよりも、ベトナム会計制度の詳細なガイダンスを参照します。このガイダンスには、標準化された財務諸表、会計処理、勘定科目のマッピング、会計帳簿・伝票などが明確に示されています。

国際基準に準拠した財務報告に向けた進捗状況



ベトナムは、透明性、比較可能性、そして国際的な実務とのより緊密な整合性に重点を置き、会計・財務報告のフレームワークの近代化を継続的に進めています。2020年3月16日に財務省が発行したDecision No. 345/QD-BTC は、IFRSの適用とベトナム財務報告基準（VFRS）の開発に関する政策的基盤を定めました。VFRSは、ベトナムの法的・経済的・規制的環境に適合するよう適切に修正を加えた上で、IFRSに基づいて策定されることが見込まれています。なお、詳細な移行プロセスおよび実施要件については、引き続き財務省からのさらなるガイダンスが示されることとなっています。

外国投資家にとって、ベトナムにおける法定財務諸表は引き続きベトナムの会計規制の対象となります。IFRSまたはグループ報告要件は、連結決算や内部報告の目的では依然として関連性を有する可能性があります。現地の法定会計および提出義務とは区別して検討する必要があります。

主要な会計設定

外国投資家は、これらの決定が法定報告、税務コンプライアンス、監査対応、およびグループ報告に影響を及ぼすため、主要な会計設定事項については早期に対処すべきです。主な設定検討事項は以下のとおりです。

会計年度	通貨	記録言語	会計機能	システムおよびプロセス
				
ベトナムにおける標準的な会計年度は暦年です。企業は、関連する財務・税務当局への届出を条件として、四半期の初日から始まる異なる12か月の会計年度を採用することができます。	法定会計通貨は、一般的にベトナムドン（VND）です。収益および費用の大部分が外貨で表示される企業は、所定の条件を満たす場合、その外貨を会計通貨として使用することができます。	ベトナムで使用される会計記録は、ベトナム語で作成しなければなりません。外国語を使用する場合、ベトナムで使用される会計証憑、会計帳簿、および財務諸表は、一般的にベトナム語と当該外国語の両方で作成されるべきです。	企業は、会計担当者を任命するか、または資格を有する会計サービス提供者を契約することにより、会計機能を確立しなければなりません。法令で免除されている場合を除き、通常は主任会計士の設置が求められ、社内配置または資格を有するサービス提供者を通じて手配することができます。	企業は、法定勘定科目表、会計ソフトウェア、電子インボイス体制、内部承認手続き、文書保存プロセス、その他の定期的な会計コンプライアンスに関する業務フローを整備すべきです。

財務諸表および文書の保存

外国投資企業は、ベトナムの会計規制に従って、適切な会計記録を維持し、会計帳簿を締結し、年次財務諸表を作成しなければなりません。会計書類は、年度会計期間の終了後または関連する会計業務の完了後12か月以内に保管しなければならず、企業の事業活動期間中はベトナム国内で保存しなければなりません。主な法定保存期間は一般的に以下のとおりです。

(最低) 5年	(最低) 10年	永久保存
管理および運営目的で主に使用される会計書類。これには、帳簿記入や財務諸表作成に直接使用されない会計伝票が含まれます。	帳簿記入や財務諸表作成に直接使用される会計伝票、会計帳簿、年次財務諸表、およびその他の主要な会計記録。	歴史的価値を有する、または経済的・治安的・国家的に重要な会計書類の一部。

監査コンプライアンス

法定監査要件

以下の種類の事業体は、一般的に強制される年次法定監査の対象となります。これらの事業体の年次財務諸表は、適格な独立監査法人またはベトナムに拠点を置く外国監査法人の支店によって監査を受けなければなりません。



上場会社



国営企業



銀行



証券会社



金融機関



保険会社



大規模企業



外国投資企業

さらに、合併・買収、所有権の変更、解散、破産などの特別な状況にあるその他の事業体も監査の対象となります。

2026年5月28日時点で更新された情報によると、財務省（MoF）により承認・認可された監査法人は230社あり、そのうち28社が国家証券委員会（SSC）により公益企業の監査を承認されています。

外国投資企業にとって、法定監査は単なる年次コンプライアンス要件だけでなく、財務諸表の提出、税務確定、および利益送金を支える重要なプロセスでもあります。円滑かつ適時の完了を確保するため、投資家は以下の監査要件に留意すべきです。

- 年次監査業務契約は、会計年度終了の30日前までに締結しなければなりません。
- 企業は、完全かつ適時の会計記録、裏付ける書類、および監査人に対する説明を提供しなければなりません。
- 企業は監査範囲を制限してはなりません。
- 同一のクライアントに対して監査報告書に署名できる実務監査人の最長連続期間は5年間に制限されます。
- 監査済み年次財務諸表は、一般的に会計年度終了後90日以内に、所管の財務当局、地方税務当局、および統計当局に提出しなければなりません。
- 輸出加工区（EPZ）または工業団地（IP）内に所在する企業については、関連するEPZ/IP管理委員会への提出も求められる場合があります。

外部監査

外部監査は、登録された独立監査法人によって実施され、財務報告の信頼性と透明性を高めることを目的としています。ベトナムでは、外部監査活動は独立監査法によって規制されており、監査手続きおよび報告要件は37のベトナム監査基準に基づいて規定されています。

独立監査法およびガイダンス

37のベトナム監査基準

内部監査要件

内部監査は、すべての外国投資企業に一般的に義務付けられている法定要件ではありません。ただし、Circular 99/2025/TT-BTCは、経済取引に関する内部ガバナンスおよび内部統制メカニズムの必要性を強調しており、上場企業、特定の政府出資または国有の親会社、ならびに銀行、保険、証券などの規制セクターの企業には、正式な内部監査機能が要求される場合があります。

その他の企業については、特に事業が複雑な運営、大量の取引、複数拠点、グループ報告要件、または高いコンプライアンスリスクを有する場合には、ガバナンスおよびリスク管理ツールとして内部監査が奨励されています。

その他の考慮事項

ベトナムにおいては、ESGおよびIT関連の内部統制が、ガバナンス、コンプライアンス、および保証業務への対応準備においてますます重要性を増しています。上場企業およびその他の証券開示要件の対象となる事業体は、Circular 96/2020/TT-BTCに基づき、年次報告書に持続可能性関連情報（付録IVに定められた特定のESG事項を含む）を含めることが求められる場合があります。

外国投資企業はまた、IT統制、サイバーセキュリティ、データガバナンス、システムの信頼性を考慮すべきであり、これらは財務報告、税務コンプライアンス、監査対応準備、および該当する場合には内部監査、グループ監査、IT監査、または規制当局の検査に影響を及ぼす可能性があります。

税務：主要な規制の 変更点およびコンプラ イアンス上の留意点

ベトナムの税務システム

ベトナムの最近の税務行政改革のアジェンダ

2024年以降、ベトナムは定例の法改正を超える一連の重要な税制・税務行政改革を導入しています。これらの変更は総体的に見て、政策の方向性におけるより広範な転換を反映しています。ベトナム経済が成熟し、世界市場により統合されるにつれて、政策の優先事項は、投資誘致と経済成長の支援を主眼とするものから、財政の持続可能性の強化、透明性の向上、税務行政の近代化にも重点を置くものへと進化してきました。

最近の改革は、以下の4つの戦略的目標を支援するものと思われます。

- ・ 税基と歳入の持続可能性を強化すると同時に、競争上の手段としての税制優遇措置への依存を徐々に低減すること。
- ・ 電子インボイス、データ統合、リスクベースのコンプライアンス監視の活用拡大を通じて、デジタル税務行政を加速すること。
- ・ 取引の可視性を向上させ、非公式経済を減少させることにより、透明性とコンプライアンスを強化すること。
- ・ 国際基準との整合性を図り、グローバルサプライ・チェーンにおけるベトナムの地位と、進化する国際税制のフレームワークに対応すること。

ベトナムの事業活動に適用される主な税金

ほとんどの事業活動に適用される主な税金には、法人税（CIT）、付加価値税（VAT）、雇用所得に関する個人所得税（PIT）、および特定のクロスボーダー取引に関する外国契約者税（FCT）が含まれます。さらに、特定の活動により、特別消費税（SST）、天然資源税、財産税、輸出入関税、環境保護税などのその他の税金・関税が課される場合があります。

CIT

20%
標準税率



- ・ **優遇措置:** 業種・地域・プロジェクト規模に応じて10〜17%。税負担軽減期間が適用される場合あり。
- ・ **グローバル・ミニマム税:** 連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループに対して15%の実効下限税率。
- ・ **申告:** 四半期ごとの仮申告。(翌年)3月31日までの年次確定申告。

VAT

10%
標準税率



- ・ **暫定減税:** 8%（ただし一定の例外あり）
- ・ **その他の適用税率:** 0%（輸出、国際輸送）。5%（生活必需品）。一部のカテゴリーはVAT非課税。
- ・ **申告:** 月次申告 = 翌月20日まで。四半期申告 = 四半期終了後翌月の最終日まで。

PIT

5-35%
累進税率



- ・ **税務上の居住者:** 暦年においてベトナムに183日以上滞在、または最初の入国日から起算して連続12か月以内に183日以上滞在すること。
- ・ **非居住者:** ベトナム源泉の雇用所得に対して一律20%。
- ・ **申告:** 2026年第2四半期より四半期ごとの申告および源泉徴収。雇用主による年次確定申告は翌年3月31日まで、直接申告の場合は4月30日まで（雇用所得に適用）。

FCT

CIT+VAT

契約総額に対する%（直接法）



- ・ **対象範囲:** 物品、サービス、ロイヤルティ及び類似の取引に係るクロスボーダー支払い。
- ・ **税率:** 取引の種類に応じてVATおよびCITが異なる税率で適用されます（VAT：0〜5%、CIT：0.1〜10%）。
- ・ **申告:** 都度申告 = 支払日から10日以内。または月次申告 = 翌月20日まで。またはデジタルプラットフォームを通じて事業を行う外国事業者向け四半期申告 = 四半期終了後翌月の最終日まで。

税制・政策および国際税務の開発

法人税（CIT）

主要な法務開発

ベトナムは、CITに関するLaw No. 67/2025/QH15 を制定しました。これは、2008年に制定され2013年に改正された前回の法律以来、10年以上ぶりとなるCITフレームワークの包括的な見直しです。同法は2025年10月1日から施行され、2025課税年度以降に適用されます。なお、詳細な指針はDecree No. 320/2025/ND-CP 及びCircular No. 20/2026/TT- BTCに定められています。

注目すべき主な変更点

外国企業への適用範囲の拡大	物理的拠点を有しない外国企業であっても、ベトナム源泉所得、特に電子商取引およびデジタル・プラットフォームを通じて得られる所得を有する場合には、CITの課税対象となることが明確に規定されました。また、ベトナムの税務上、デジタル・プラットフォームは恒久的施設を構成する場合があります。
中小企業向けの段階的CIT税率の導入	標準CIT税率20%に加え、適用要件を満たす企業については、(売上高VND 30億未満の場合)15%、(売上高VND 30億～VND 500億の場合)17%の軽減税率が導入されます。
非課税所得の拡大	イノベーション、研究開発、デジタル・トランスフォーメーション、グリーン・ファイナンス関連商品（カーボנקレジット、グリーンボンドなど）および国家投資支援基金に関連する所得について、新たな非課税措置が適用されます。
国際税務イニシアチブとの整合	OECDおよび国連（UN）の原則の導入が認められ、GMTおよびBEPS対策を実施するための法的基盤が整備されました。

付加価値税（VAT）

主要な法務開発

ベトナムでは、2025年7月1日より、旧VAT制度に代わり、VAT法（Law No. 48/2024/QH15） が施行されました。本法は、Decree No. 181/2025/ND-CPおよびCircular No. 69/2025/TT-BTCにより補足されています。さらに、2025年12月および2026年4月に採択された改正内容は、2026年1月1日から適用されています。

主な変更点

VAT税率引下げ	国会決議に基づき、対象となる財・サービスについて、標準VAT税率が2026年12月31日までの期間、10%から8%へ一時的に引き下げられます。
VAT仕入税額控除・還付要件厳格化	VATの仕入税額控除に係る証憑要件、非現金決済要件、および投資プロジェクト向けVAT還付に係る最低累積仕入VAT額（VND 300百万）の要件が強化されます。
VAT免税限度額の引上げ	2026年1月1日以降、年間売上高がVND 10億未満の個人事業者および個人はVATが免除されます。
デジタルサービス・電子商取引	デジタル・プラットフォームを通じて国境を越えたサービスを提供する外国事業者は、ベトナムのVATが標準税率で明確に適用されます。これらの事業者は、納税者番号を登録し、ベトナム税務当局に直接VATの申告・納付を行うことができます。その他の事業者については、みなしVAT徴収メカニズムが適用されます。

ベトナム向けにサービスを提供する外国投資家は、VAT登録および価格設定を再確認する必要があります。一方、ベトナムに子会社を持つ外国投資家は、特にVATの還付可能性に依存する輸出志向型プロジェクトにおいて、還付の実現可能性を慎重に検討すべきです。

資本譲渡税

主要な法務開発

2025年施行の新たなCIT法およびPIT法の改正に伴い、資本譲渡税に関する規定にも変更が生じています。ただし、税務処理は依然として一般のCIT・PITのフレームワークに統合されており、別個の制度として独立して規定されているわけではありません。

注目すべき主な変更点

法人譲渡人について

- ベトナム事業体の直接譲渡に対する課税から、ベトナム事業体が関与する間接譲渡および国境を越えた取引において、申告・源泉徴収義務の範囲が拡大されます。
- 同一企業グループ内の会社間における所有権再編取引については、非課税の考慮が認められます。
- 外国譲渡人の場合、最初の資本譲渡契約の効力発生日をもって資本譲渡税が発生します。
- 外国譲渡人については、譲渡益ではなく譲渡価格に対する定率方式が採用されます。

個人譲渡人について

- 課税対象利益の算定および取得原価を認識するための裏付書類に関する原則がより明確化されます。取得価格および関連経費を確定できない場合は、譲渡価格に対して2%の定率が適用されます。
- 資本譲渡または有価証券譲渡のいずれについても、税務上の居住者および非居住者の双方に対して同様の取扱いが適用されます。さらに、間接譲渡およびベトナム資産が関与する海外取引に対する税務管理により重点が置かれます。従来は、非居住者個人の資本譲渡および有価証券譲渡の双方に対して一貫して0.1%が適用されていました。

移転価格（TP）

主要な法務開発

2025年3月27日より効力を発するDecree No. 20/2025/ND-CPは、Decree No. 132/2020/ND-CPを改正し、2024年度のCIT年度以降に適用されます。TP規制については、GMTの適用と合わせて、さらなる変更が見込まれます。

注目すべき主な変更点

- 銀行および信用機関からの融資・保証に係る関連者定義が狭められ、意図しないTPリスクが軽減されます。
- 従来損金算入が認められなかった支払利息については、経過措置として、引き続き翌期以降5年間にわたり繰り越すことが認められます。
- OECDのBEPSおよび国別報告書（CbCR）の交換メカニズムとの整合性が強化され、2024年度または課税年度より適用されるGMTに関するコンプライアンス規制の施行に備えています。

多国籍企業グループは、資金調達構造、支払利息の損金算入、移転価格文書化について再検討し、改正された定義との整合性を確保する必要があります。

グローバル・ミニマム課税（GMT）

主要な法務開発

ベトナムは、Resolution No. 107/2023/QH15 およびDecree No. 236/2025/ND-CPを通じてOECDのピラー2フレームワークを導入しており、2025年10月15日より効力を発し、2024年度から適用されます。

主な注目すべき特徴

- ベトナムにおける国内ミニマム課税（QDMTT）および所得合算ルール（IIR）の導入・採用。
- 連結売上高がEUR 750百万以上である多国籍企業グループおよびベトナムに所在するその構成事業体は、申告義務の対象となります。
- 登録、通知、およびトップ・アップ課税の年次申告義務ならびに経過措置としてのセーフ・ハーバーに関する詳細なガイダンス。



個人所得税（PIT）

主要な法務開発

2025年PIT法は2025年12月10日に可決され、2026年7月1日より効力を発します。ただし、給与所得、税額控除、控除に関する一部の規定については、2026年1月1日より適用されます。

注目すべき主な変更点

累進税率の改正	PITの税率区分が7段階から5段階に削減され、中間所得層の負担が軽減されます。
個人控除および扶養控除の増額	月次の個人控除額がVND 15.5 百万に、また扶養親族1人あたりの控除額が適格かつ登録された扶養親族1名につきVND 6.2百万に引き上げられます。
免税限度額の引上げ	事業を営む個人については、年間売上高がVND 10億までの場合、PITが免除されます。
新たな課税所得および非課税所得区分	デジタル資産、カーボンクレジット、および特定の新たな資産関連取引から生じる所得が課税対象に追加されます。ただし、初回譲渡に対する限定的な免税措置や、デジタル技術産業、イノベーション、ハイテク、スタートアップ分野での就業により得られる所得については対象外となる措置が設けられています。また、特定の給与所得などを含む新たな非課税所得も導入されました。

外国人雇用主は、給与計算システム、駐在員向け税負担調整モデル（タックス・イコライゼーション）、および従業員への周知対応を更新する必要があります。特に、派遣社員や高所得の専門家については十分な注意が求められます。

外国契約者税（FCT）

主要な法務開発

FCTに関する中核的かつ最新の規制フレームワークは、依然としてCircular No. 103/2014/TT-BTCです。この規制の下では、みなし方式が最も一般的な方式であり、申告方式およびハイブリッド方式は、適用に際して条件が課されます。

上記の中核的規定に加え、FCT徴収制度におけるVAT部分についてはCircular No. 69/2025/TT BTC、CIT部分についてはCircular No. 20/2026/TT BTCにより、みなし税率および課税所得の算定に関する重要な更新が発表されました。

注目すべき主な変更点

デジタルサービスVAT	デジタルサービスおよび国境を越えた供給に対するVAT税率が更新され、外国事業者はベトナムの規制に従って税務登録、請求書発行を行い、直接ベトナム税務当局に申告・納税することを選択できます。ベトナムに恒久的施設を有さず、ベトナムの組織・個人を対象に電子商取引またはデジタルプラットフォーム事業を行う外国事業者には、VATのみなし税率は適用されません。
外国契約者税のグロスアップ	外国契約者の課税所得の概念が改訂され、FCT控除後のネット契約に対するグロスアップ処理が含まれます。具体的には、外国契約者がみなし申告方式の対象となる場合、CIT部分の課税所得にはVATが含まれるようになりました。
VATおよびCITのみなし税率	VATおよびCITの課税所得に対するみなし税率について、適用の追加およびより明確なガイダンスが提供されました。

労働規制および雇用 コンプライアンス

ベトナムの労働・雇用

ベトナムの雇用規制を取り巻く環境は、2026年1月1日より効力を発する雇用法第74/2025/QH15号の導入により変化しており、労働登録、労働力情報、雇用報告、および失業保険コンプライアンスにより重点が置かれています。労働法典は依然として雇用関係を規制する主要な法的フレームワークですが、これらの動向は、データに基づく労働市場管理と雇用主のコンプライアンスへのより強い焦点を示しています。

同時に、同じく2026年1月1日より効力を発する個人データ保護法（Law No. 91/2025/QH15）は、雇用ライフ・サイクル全体を通じた従業員の個人データの収集、使用、管理について、より広範なコンプライアンス要件を導入します。

このセクションでは、ベトナムの投資家にとって主要な労働・雇用上の考慮事項を概説しており、採用・募集、外国人労働者の雇用、雇用条件と継続的な雇用主の義務、および雇用の終了を網羅しています。

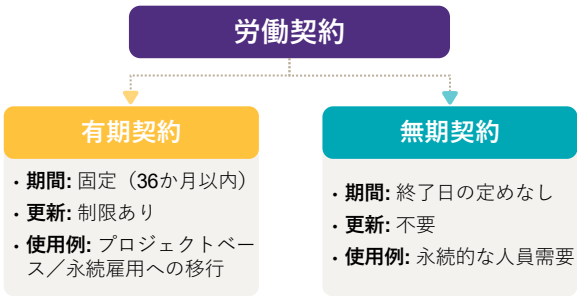
募集・採用

労働契約

規定に基づき、労働契約は、双方の合意に応じて、有期契約と無期契約の2種類に分類されます。有期契約の場合、契約期間は36か月を超えてはなりません。このような契約は通常、2回までしか締結できず、3回目の締結時には、雇用関係は無期契約に移行しなければなりません。

ただし、外国人従業員、国有投資企業の取締役、高齢従業員、および経営委員会または代表機関のメンバーなどの特定の区分については例外が適用され、適用される法律に従い、有期契約を複数回更新することができます。

2026年7月1日より、電子労働契約が正式に施行されます。Decree No. 337/2025/ND-CPに基づき、雇用主は紙ベースの契約に代えて電子労働契約を使用することが推奨されています。



試用期間

試用期間は、労働契約内で合意することも、別途の試用契約で定めることもできます。各職位につき試用期間は1回のみとされ、役割や要件に応じて6日から180日間の範囲となります。雇用主は、法定の上限を超えないよう、試用期間の計算に注意を払う必要があります。

試用期間中の給与は、双方の合意により定められ、当該職位の合意給与の85%以上でなければなりません。

外国人労働者について

ベトナムの外国人労働法

外国人は、ベトナム人労働者がまだ適格ではない管理職、経営幹部、専門職、または技術職に限り認められています。

労働法典に基づき、外国人従業員はベトナム人従業員と同様の権利および福利厚生を享受する権利を有しますが、現地採用契約またはプロジェクト・ベースの派遣のいずれの場合であっても、ベトナムで合法的に就労するには、有効な労働許可証または労働許可証免除証明書を取得しなければなりません。

外国人労働者の労働許可証

ベトナムにおける外国人従業員の労働許可証の有効期間は最長2年間であり、一時滞在カードの取得に必要となります。有効期限（延長許可を含む）が切れた場合には再申請が必要です。Decree No. 219/2025/ND-CP およびDecision No. 346/QD-BNVを含む最近の規制により、行政手続きは合理化されています。労働許可証免除が適用される場合であっても、コンプライアンス上の理由から労働許可証免除証明書が依然として必要となります。

外国人労働者の労働契約

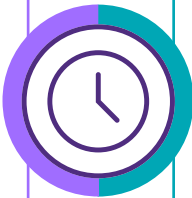
ベトナムで就労する外国人従業員は、（ベトナム語版を含む）書面による労働契約を締結しなければならず、その契約期間は労働許可証の有効期間を超えてはなりません。記載内容に相違がある場合は、ベトナム語版が優先されます。

外国人従業員は一般的に強制社会保険および健康保険の適用対象となりますが、失業保険は適用されません。

労働時間および休暇制度

労働時間

1日最大8時間、または週最大48時間。
週単位の勤務スケジュールの場合、労働時間は柔軟に調整可能ですが、1日10時間または週48時間を超えてはなりません。
午後10時から午前6時までの間に行われる労働は、夜間勤務とみなされます。

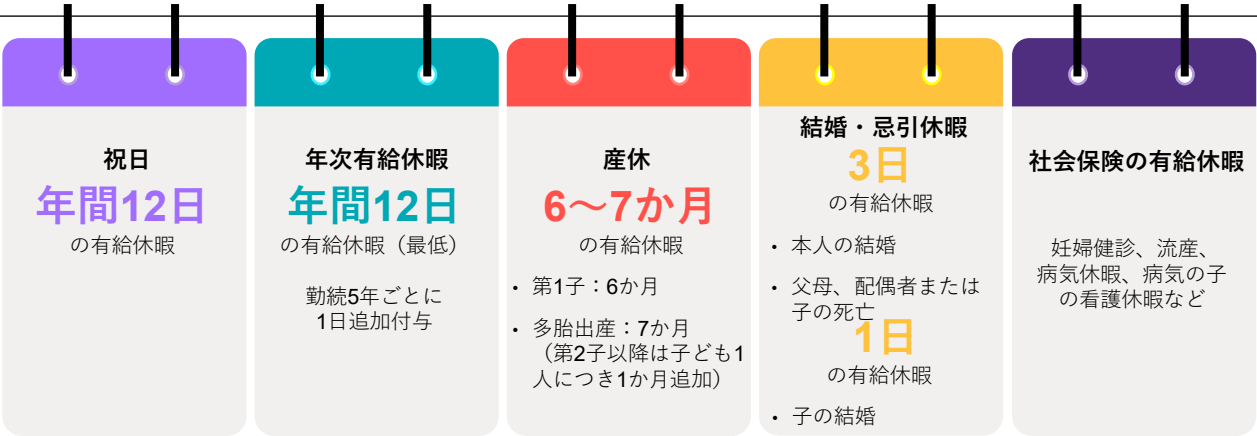


残業

通常の1日労働時間の最大50%までとし、月40時間、年200時間を超えてはならず、認められた場合には年300時間までとします。

残業割増率	150%	平日
	200%	週休日
	300%	祝日

夜間に行われる残業には、適用される残業割増率および30%の夜間勤務割増に加えて、さらに20%の割増が適用されます。



賃金および強制保険

最低賃金

Decree No. 293/2025/ND-CP（2026年1月1日施行）により、右記のとおり労働契約に基づく従業員の地域別最低賃金が定められており、地域Iから地域IVまでの4段階に区分されています。



保険の種類および保険料率

ベトナムの強制保険制度は、社会保険（SI）、健康保険（HI）、失業保険（UI）で構成されます。拠出は一般に、労働契約に定められた月給に基づき雇用主と従業員の双方が行い、法定上限の適用を受けます。無期労働契約または1か月以上の有期労働契約に基づき働くベトナム人従業員は、適用される社会保険、健康保険、雇用に関する規定に従い、原則として強制SI、HI、および2026年1月1日からはUIの適用対象となります。

	SI	HI	UI	合計
現地従業員について				
従業員	8%	1.5%	1%	10.5%
雇用主	17.5%	3%	1%	21.5%
外国人従業員について				
従業員	8%	1.5%	N/A	9.5%
雇用主	17.5%	3%	N/A	20.5%

労働契約の終了

ベトナムにおける労働契約の終了は複雑であり、労働法によって規定されています。適用される手続き、予告期間、および退職手当は、終了事由および労働契約の種類によって異なります。

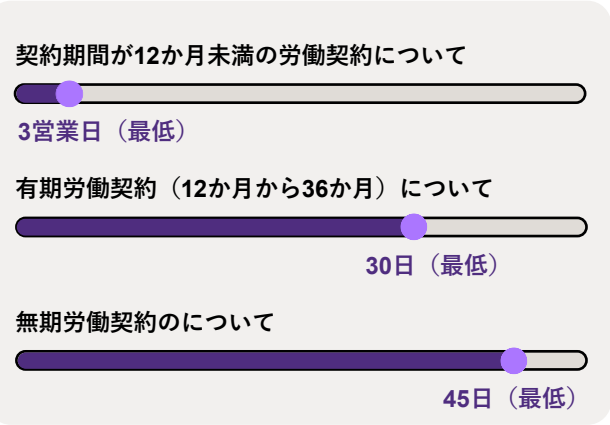
退職手当

ベトナムでは、2019年労働法第46条に基づき、常用労働者として少なくとも12か月間勤務した従業員に対して、雇用主は退職手当（該当する場合）を支払う責任を負います。

手当の額は、対象となる勤務期間1年につき半月分の賃金に相当します。対象期間は、実際の総勤務期間に基づいて算定され、失業保険の加入期間および既に退職手当または失業手当が支払われた期間は除外されます。6か月以下の期間は半年として計算され、6か月を超える期間は1年として計算されます。

予告期間

雇用主は、2019年労働法第36条に定められた場合において、以下の所定の予告期間を遵守することを条件に、労働契約を一方的に終了する権利を有します。



これらの法定予告期間は義務的なものであり、変更できるのは、法律で明示的に認められている場合、または労働協約が従業員にとってより有利な条件を定めている場合に限られます。

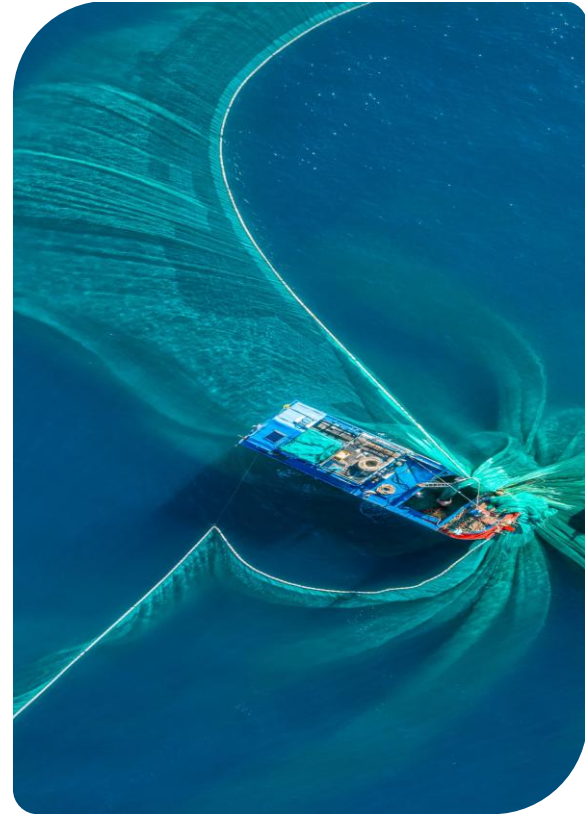
退職制度

法定退職年齢は、2019年労働法およびDecree 135/2020/ND-CPに基づくロードマップに従い、引き続き段階的に引き上げられます。退職年齢は、男性が2028年に62歳、女性が2035年に60歳に達するまで、毎年男性は3か月、女性は4か月ずつ引き上げられます。2026年における退職年齢は、男性が61歳6か月、女性が57歳となります。

2024年社会保険法（2025年7月1日施行）では、年金受給資格に必要な最低加入期間が20年から15年に短縮され、より多くの労働者が年金給付および無料の医療保険給付を受ける資格を得られるようになります。

2025年7月1日以降、新たに社会保険に加入する従業員は、この法律で定められた特定のケース（定年に達したが社会保険の加入期間が15年未満の場合、海外に永住移住する場合、がん、麻痺、エイズなどの重篤な疾患に罹患している場合など）を除き、一時金（脱退一時金）を受給することはできなくなります。

Decree No. 162/2026/ND-CPに基づき、年金、社会保険手当、および月次給付は、2026年6月の給付額を基準として、2026年7月1日から対象受給者に対して8%増額されます。調整後の額は、将来の年金調整の基準となります。



Grant Thornton (Vietnam) Limited

Grant Thornton (Vietnam) Limitedは、1993年に設立され、世界有数の会計・コンサルティング・ネットワークであるGrant Thornton Internationalの独立したメンバー・ファームです。

主要数値・実績



33年

ベトナムでの
設立からの年数



2拠点

Hanoiおよび
Ho Chi Minh市



380名以上

ベトナム国内
の従業員



12名

ベトナム国内
のパートナー

監査・保証業務

法定監査・IFRS監査・財務諸表のレビュー・
財務情報の作成業務・クロスボーダー監査・
US GAAP監査・合意された手続業務

国際財務報告に関する アドバイザリーサービス

IFRS財務諸表へのコンバージョン
および作成支援・新基準の導入支援

アドバイザリーサービス

合併・買収（M&A）・取引アドバイザリー
サービス・評価・事業再生・リストラク
チャリング・ビジネスリスクサービス

コーポレート・セクレタリアル・サポート
サービス・オフショアアドバイザリー、
オフショア法人設立及び会社設立サービス

税務サービス

市場参入・ライセンス取得支援・税務
デューデリジェンス・税務アドバイザ
リー・関税および国際税務プランニング
・税務ヘルスチェック・移転価格税制

業務プロセス・ソリューション

会計サービス・会計アドバイザリー・
税務コンプライアンスサービス・
給与計算サービス業務プロセス改善



Doing Business in Vietnamおよび弊社のサービスに関する詳細は、下記までお問い合わせください。



Trinh Thi Tuyet Anh

Director
Business Development and International Liaison

T +84 28 3910 9100 (Ext: 9170)

E anh.trinh@vn.gt.com

LinkedIn: [anhtrinhgtv](https://www.linkedin.com/in/anhtrinhgtv)



お問い合わせ

**Nguyen Chi Trung**

Chairman and CEO

T +84 24 3850 1686 (Ext: 1616)

E chitrong.nguyen@vn.gt.com

**Kenneth Atkinson**

Founder and Senior Board Adviser

T +84 28 3910 9100 (Ext: 9108)

E ken.atkinson@vn.gt.com

**Nguy Quoc Tuan**

Senior Partner, National Head of Audit and Assurance Services

T +84 28 3910 9100 (Ext: 9180)

E tuan.nguy@vn.gt.com

**Hoang Khoi**

Senior Partner, National Head of Tax Services

T +84 24 3850 1686 (Ext: 1618)

E khoi.hoang@vn.gt.com

**Le Minh Thang**

Senior Partner, National Head of Business Process Solutions

T +84 28 3910 9100 (Ext: 9219)

E minhthang.le@vn.gt.com

**Nguyen Thi Vinh Ha**

Senior Partner, National Head of Advisory Services

T +84 24 3850 1686 (Ext: 1600)

E vinhha.nguyen@vn.gt.com

**Nguyen Tuan Nam**

Senior Partner, Head of Audit and Assurance Services of Hanoi Office

T +84 24 3850 1686 (Ext: 1617)

E tuannam.nguyen@vn.gt.com

**Nguyen Manh Tuan**

Senior Partner, Head of Audit and Assurance Services of HCMC Office

T +84 28 3910 9100 (Ext: 9184)

E manhtuan.nguyen@vn.gt.com

**Valerie Teo**

Partner, Head of Tax Services of HCMC Office

T +84 28 3910 9100 (Ext: 9235)

E valerie.teo@vn.gt.com

**Le The Viet**

Senior Partner, Audit and Assurance Services

T +84 24 3850 1686 (Ext: 1622)

E viet.le@vn.gt.com

**Nguyen Hong Ha**

Partner, Audit and Assurance Services

T +84 24 3850 1686 (Ext: 1601)

E hongha.nguyen@vn.gt.com

**Nguyen Dao Thanh Thao**

Partner, Audit and Assurance Services

T +84 28 3910 9100 (Ext: 9162)

E thao.nguyen@vn.gt.com

**Daniel De Waal**

Partner, Audit and Assurance Services

T + 84 28 3910 9100 (Ext: 9131)

E daniel.dewaal@vn.gt.com

国内外との連携



ジャパンデスク

弊社のジャパンデスクは、パイリンガルによるサポートと実務に即した規制対応の専門知識を通じて、日本企業がベトナムで安心して事業を展開できるよう支援しています。Grant Thornton Japanとの合併事業の強みを活かし、日本人専門家がお客様一人ひとりのニーズに応じたソリューションを提供し、ベトナムのビジネス環境への対応と事業展開の拡大を支援します。



仁科 仁

Director

T +84 28 3910 9100 (Ext: 9208)

E nishina.jin@vn.gt.com



谷口 雅宣

Director

T +84 24 3850 1686 (Ext: 1696)

E masanobu.taniguchi@vn.gt.com



チャイナデスク

業界に関する幅広い知見、税務・監査・アドバイザリーサービスにおける豊富な実績、パイリンガル対応が可能な専任スペシャリストチーム、そしてGrant Thorntonのグローバルネットワークを駆使し、お客様の市場戦略の策定・実行を的確に導くアドバイスを提供いたします。ベトナムでの事業運営に伴う様々な課題を乗り越え、お客様の成功を実現するためのサポートをいたします。



Valerie - Teo Liang Tuan (张良端)

Partner, Head of Tax Services of HCMC Office

T +84 28 3910 9100 (Ext: 9235)

E valerie.teo@vn.gt.com



Lac Boi Tho

Director, Tax Services

T +84 28 3910 9100 (Ext: 9240)

E tho.lac@vn.gt.com



コリアデスク

弊社のコリアデスクは、パイリンガル対応力と韓国のビジネス文化、ならびにベトナムの規制環境に対する深い理解を強みとしています。韓国企業の現地パートナーシップ構築を支援するとともに、お客様のニーズに応じた実践的なソリューションを提供し、事業上の課題解決、コンプライアンスの確保、およびベトナムにおける持続的な成長の実現を支援します。



Doan Thi Huong Ly

Director

T +84 24 3850 1686 (Ext: 1655)

E Ly.Doan@vn.gt.com

Grant Thornton Vietnam オフィス

Hanoi 本社

18th Floor
Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Nghia Do Ward, Hanoi
Vietnam
T +84 24 3850 1686
F +84 24 3850 1688

E grant.thornton@vn.gt.com
www.grantthornton.com.vn

Ho Chi Minh 市支店

14th Floor
Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Thanh My Tay Ward, Ho Chi Minh City
Vietnam
T +84 28 3910 9100
F +84 28 3910 9101

